

| 令和2年度 あさぎり町議会第13回会議会議録（第25号） | | | | | | |
|---|-----------|--------------------|------------|-------------|-------|-------|
| 招集年月日 | 令和3年3月9日 | | | | | |
| 招集の場所 | あさぎり町議会議場 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開議 | 令和3年3月10日 午前10時00分 | | | 議長 | 徳永正道 |
| | 散会 | 令和3年3月10日 午後4時47分 | | | 議長 | 徳永正道 |
| 応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招 | 議席番号 | 氏名 | 出欠等の別 | 議席番号 | 氏名 | 出欠等の別 |
| | 1 | 小谷節雄 | ○ | 8 | 山口和幸 | ○ |
| | 2 | 岩本恭典 | ○ | 9 | 永井英治 | ○ |
| | 3 | 難波文美 | ○ | 10 | 皆越てる子 | ○ |
| | 4 | 加賀山瑞津子 | ○ | 11 | 小見田和行 | ○ |
| | 5 | 橋本誠 | ○ | 12 | 溝口峰男 | ○ |
| | 6 | 小出高明 | ○ | 13 | 森岡勉 | ○ |
| | 7 | 豊永喜一 | ○ | 14 | 徳永正道 | ○ |
| 議事録署名議員 | 12番 溝口峰男 | | 13番 森岡勉 | | | |
| 出席した議会書記 | 事務局長 大林弘幸 | | 事務局書記 丸山修一 | | | |
| 地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 × | 職名 | 氏名 | 出欠等の別 | 職名 | 氏名 | 出欠等の別 |
| | 町長 | 尾鷹一範 | ○ | 教育長 | 米良隆夫 | ○ |
| | 副町長 | 加藤弘 | ○ | 教育課長 | 出田茂 | ○ |
| | 税務課長 | 那須正吾 | ○ | 教育課長補佐 | 山口宏子 | ○ |
| | 税務課長補佐 | 池上聖吾 | ○ | 教育課長補佐 | 藤本安則 | ○ |
| | 町民課長 | 深水昌彦 | ○ | 教育課指導主事 | 小園貴寛 | ○ |
| | 町民課長補佐 | 中竹健次 | △ | 高齢福祉課長 | 木下尚宏 | ○ |
| | 生活福祉課長 | 山内悟 | ○ | 高齢福祉課長補佐 | 蓑田輝幸 | ○ |
| | 生活福祉課長補佐 | 上田日和 | ○ | 高齢福祉課派遣(局長) | 前田和博 | ○ |
| | 生活福祉課長補佐 | 小田淳 | ○ | 健康推進課長 | 松本良一 | ○ |
| | | | 健康推進課長補佐 | 吉田酉子 | ○ | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |

議事日程（第25号）

- 日程第 1 議案第86号 令和3年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 2 議案第87号 令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 3 議案第88号 令和3年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 4 議案第89号 令和3年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 5 議案第92号 令和3年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 6 議案第93号 令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第86号 令和3年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 2 議案第87号 令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 3 議案第88号 令和3年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 4 議案第89号 令和3年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 5 議案第92号 令和3年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 6 議案第93号 令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
-

午前10時00分 開 会

- 議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。
- ◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。ここで、昨日の議案説明の中で町長より答弁の申し出があつて、追加説明の申し出があつておりますので、これを許可します。町長。
- 町長（尾鷹 一範君） おはようございます。昨日の議案第86号、令和3年度あさぎり町一般会計予算の第1条歳入歳出予算の総額について、110億5,300万6,000円と読み上げましたが、正確には110億530万6,000円です。訂正させていただきます。よろしく申し上げます。
- ◎議長（徳永 正道君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は、税務課分と厚生文教厚生常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。

日程第1 議案第86号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、議案第86号、令和3年度あさぎり町一般会計予算について議題とし、各課からの説明を求めます。税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） おはようございます。それでは税務課所管分について御説明申し上げます。はい、13ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げます。最上段の項1市町村民税、目1個人の現年度分は、国が示した令和3年度市町村税見込みで5.4%の減収を見込んでおられます。その減収見込み率を反映した額を計上しております。節2の滞納繰越分は調定見込み額収納率15%をこれ乗じた額を計上しております。目2法人の現年度分は、前年の実績を参考にして予算額を計上しております。節2の滞納繰越分は、調定見込み額に収納率8%を乗じた額を計上しております。2枠目の目1固定資産税の現年度分は、調定見込み額に収納率97%を乗じた額を計上しております。節2滞納繰越分は、調定見込み額に収納率5%を乗じた額を計上しております。目2国有資産等所在市町村交付金は、熊本県九州森林管理局九州財務局の固定資産税相当額が交付されるものです。最下段枠の目1種別割は、令和元年の税制改正により、軽自動車税から名称が変更されたものです。節1の現年度分は、調定見込み額に収納率99%を乗じた額を計上しております。節2の滞納繰越分は、調定見込み額に収納率10%を乗じた額を計上しております。目2環境性能割は、自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入されたもので、当分の間は県が賦課徴収を行い、徴収金を町に交付されるものです。令和2年度の実績をもとに計上しております。次ページをお願いいたします。最上段枠の目1市町村たばこ税の現年度分は、令和2年度見込み額をもとに計上しております。目2手持ち品課税は、令和3年10月1日の税率引き上げ時に販売業者等が2万本以上所持している場合に課税されるもので、令和2年度の実績をもとに計上しております。次に19ページをお願いいたします。最上段の節1徴税手数料、説明欄の町税督促手数料、督促手数料過年度分、税務関係証明手数料は、過去の実績をもとに計上しております。次に25ページをお願いいたします。2枠目の目1総務費県委託金、節2徴税費委託金は、町税、県税徴収委託金、1人当たり3,000円を計上しております。次に27ページをお願いいたします。最下段枠の目1延滞金、町税延滞金は過去3カ年の実績をもとに計上しております。次に46ページをお願いいたします。はいすいません。次に歳出を御説明申し上げます。下の枠、目1税務総務費、説明欄の最下段、時間外勤務手当は、納税相談事務、各種税の賦課事務、申告準備及び申告時の事務など時間外手当を計上しております。次ページをお願いいたします。節7報償費、租税教育表彰者商品代は、あさぎり町長賞の商品代を計上しております。節8旅費は各種説明会及び研修会などの旅費を計上しております。節10需用費の消耗品は、書籍の追録代やプリンターインク代などを、食糧費は、各種協議会などの意見交換会費を計上しております。節11役務費は、税条例改正参考資料提供サービス料を計上しております。節12委託料、固定資産土地地区画土地評価業務委託料は、3年に1度の評価替えに備えて適正な評価額の見直し作業を行うものです。地籍図修正委託料は、地籍調査後の地籍図に錯誤が発生した場合の地籍図修正委託料です。固定資産家屋評価業務委託料は、面積による単価契約となります。総合型土地情報システムオルソデータ更新業務委託料は、地籍図に県から提供された航空写真データを載せる作業を委託するものです。節13使用料及び賃借料のコピー使用料は、確定申告時の税務署での資料コピー代です。総合型土地情報システム使用料は、土地情報のクラウドサービスウェアの使用料です。節18負担金補助及び交付金は、各種団体への負担金及び助成金です。目2賦課徴収費、普通旅費は各種研修旅費です。次ページをお願いいたします。節10需用費、消耗品費は、研修会資料代。食糧費は、研修会時の意見交換会代。印刷製本費は、納付書や封筒などの印刷代です。節11役務費、預金照会手数料は、金融機関への預貯金調査手数料になります。ネット公売システム手数料は実績はありませんが、ネット公売が必要な時に備えて計上しております。車両運搬手数料は、車両を差し押さえた場合に、役場や公売会場へ車両を運搬するための手数料です。錠前

解除手数料は、検索を実施する際、出入り口が施錠されていた場合に業者に解除を行ってもらうものです。軽自動車税納付情報提供業務手数料は、軽自動車協会から移動情報の提供を受けるための手数料で、1件当たり60円の手数料となります。軽自動車税環境性能割徴収取扱費は、徴収額の5%を熊本県に徴収取扱費として納付するものです。節12委託料、電算システム改修委託料は、軽自動車税関係手続の電子化に伴うシステムの改修業務で、申告情報取り組み機能の追加や、納税証明書、情報提供機能の追加などを行うものです。節13使用料及び賃借料、地方税電子申告支援サービス利用料は、法人住民税申告、給与支払い報告書、償却資産申告などの電子申告サービス利用料です。節18負担金補助及び交付金、地方税共同機構負担金は、地方公共団体が共同で運営する団体で、エルタックス会費及び運営負担金、共通納税サービス手数料を負担するものです。軽自動車税通報事務負担金は、軽自動車協会事務に対する負担金です。節12償還金利子及び割引料、町税還付金は、町税の過年度分還付金となります。以上で税務課所管分についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎議長(徳永 正道君) 町民課長。

●町民課長(深水 昌彦君) おはようございます。町民課所管分の当初予算について御説明を申し上げます。歳入になります。18ページをお願いします。あつ17ページをお願いします。2枠目、目2衛生費負担金、節1保健衛生負担金、墓地公園管理負担金、26区画分を昨年と同額を計上しております。次のページ18ページをお願いします。目3衛生使用料、節1保健衛生施設使用料、墓地公園永代使用料、1区画分として25万円を計上しております。続きまして、19ページ、次のページをお願いします。1枠目最上段になります。目1総務手数料、節2から節6まで窓口での諸証明の手数料として過去2年間分の実績をもとに戸籍手数料からそれぞれに計上しております。続きまして、目3衛生手数料、節1衛生手数料、説明欄犬登録手数料につきましては、50頭分3,000円の50頭分と、その下の狂犬病予防注射手数料につきましては、500円の841頭分を過去2年間の実績をもとに計上しております。その下、一般廃棄物処理等清掃許可手数料につきましては、一般廃棄物処理許可手数料としまして2,000円の7事業所分とその事業所にあります車両検査の手数料としまして、500円の36台分を計上しております。次のページ、20ページをお願いします。2枠目、目1総務費国庫補助金、節1戸籍住民基本台帳費補助金。個人番号カード交付事業費補助金は、マイナンバーカードの製造発行等に係ます業務を、地方公共団体情報システム機構Jリースに委任してありまして、町がシステム機構に交付する負担金に対して補助されるもので、総務省から通知された交付見込み額を、交付見込み額を計上しております。本年2月末までのマイナンバー交付件数としましては、2月の14日の時点で2,785件、交付率が18.2%となっております。節2社会保障税番号システム整備費補助金、説明欄上段の法務省社会保障税番号システム整備費補助金、法改正に伴いますシステム改修に係る補助金となります。改修費につきましては全額補助となっております。次のページ21ページをお願いします。2枠目、目1総務費国庫委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金、中長期在留者住居地届け出等事務委託金につきましては、外国籍の方の転入、転居等の事務処理に係る委託金となります。2月末までの処理件数としましては78件取り扱っているところでございます。次のページ22ページをお願いします。最上段、節2国民年金事務委託金につきましては、国民年金事務に係ます人件費、物件費、協力連携事務費に対する交付金となっております。過去2年間の実績をもとに算定して計上しております。25ページをお願いします。2枠目、目1総務費県委託金、節3住民基本台帳費委託金、人口動態調査事務委託金につきましては、出生、死亡、死産、婚姻、離婚の五つの届け出に係ます調査事務費となっております。過去3年間の実績の平均を計上しています。歳入につきましては以上になります。44ページをお願いします。歳出になります。目16旅券費です。パスポートの取り扱い事務になります。事務説明会にかかる旅費を計上しております。48ページをお願いします。下の枠、目1戸籍住民基本台帳費になります。次のページ49ペー

ジをお願いします。戸籍住民基本台帳事務にかかります職員の人件費、戸籍住基システム委託料及びリース料が主な経費となっています。節3時間外勤務手当につきましては、戸籍住基の届け出及びマイナンバーカード交付関連事務の休日及び時間外対応分となっております。節8旅費につきましては各業務の担当者説明会等について計上させていただいております。節10需用費、消耗品につきましては、戸籍住基に係ます書籍、追録各届け出用紙、プリンターカートリッジ代等を計上しております。食糧費につきましては、人権擁護委員6名との情報交換会及び年4回の人権相談所開設時の昼食等を計上しております。節12委託料、マイナンバーカードと住基システムを連動し管理するシステム導入のための電算システム改修委託料になります。戸籍システム、住基ネットシステム、個人番号カード裏書きプリンター、レジスター各保守委託料をそれぞれに計上しております。これにつきましては昨年とほぼ同額を計上しております。住基ネットシステムプログラム修正対応としてのバージョンアップ支援委託料、また、戸籍法の一部改正に伴う戸籍情報システム改修委託料をそれぞれ計上しております。節13使用料及び賃借料、戸籍住基システムリース料になります。昨年と同額を計上しております。節18負担金補助及び交付金につきましては、各協議会負担金と、次のページをお願いします。個人番号カード関連負担金につきましてはマイナンバーカードの製造発行に関する業務を委託しております分としまして歳入で受け入れた額をそのまま委託先の委任先の地方公共団体情報システム機構に支出するものです。58ページをお願いします。最下段の目5国民年金事務費になります。国民年金に関する手続につきまして、申請の受け付けや相談業務を年金事務所や年金機構へつなぐ事務を行っております。職員の人件費が主な支出となっております。また事務にかかります経費の一部につきましては、国庫委託金として交付されております。次のページをお願いします。節8旅費につきましては事務説明会等の旅費になります。節12委託料につきましては法改正に伴うシステム改修、改修費を計上しております。67ページをお願いします。目2予防費です。狂犬病予防動物措置及び処理にかかります費用となります。節3職員手当等時間外手当は、休日の迷い犬の保護や餌やり、動物の死骸処理等分を計上しております。節すいません。2月末までの保護犬の頭数としましては12頭、うち6頭を保健所へ引き渡しをしております。節10需用費、消耗品費につきましては、犬の鑑札、注射済み証、犬抑留神社、抑留時のえさ代となっております。食糧費は狂犬病予防注射を打ち合わせと予防注射時のお茶代になります。節11役務費、動物措置費につきましては、抑留中に死亡した保護犬の火葬処理となります。1頭分を計上させていただいております。節12委託料、動物措置処理業務委託料につきましては、町道や農道及び公共施設で死亡した動物の死骸処理を委託するものでございます。次に目3環境保全費になります。節3職員手当等時間外手当は環境出前講座、公害苦情対応、きれいな川と海づくりデー、づくりデーのときの作業分等として計上させていただいております。節7報償費、委員謝金につきましては、環境美化監視員10人と廃棄物減量等推進員52人分を計上しております。環境美化監視員につきましては、2人1組より町内をパトロールをしていただき不法投棄等の改修等を行っていただいております。また廃棄物減量等推進委員におかれましても各行政区より選出いただき、ごみ収集場での違反ごみの確認やリサイクルの分別等に当たっていただいております。節10需用費、食糧費は、環境美化監視員及び廃棄物減量等推進員との意見交換分を計上しております。節12委託料、ごみ収集運搬委託料は可燃物が195日、不燃物が22日ハッピーマンデー休日収集日が6日の286カ所からの収集委託料を計上しております。墓地公園管理委託料につきましては、墓地公園内の除草、剪定、除草剤散布、釈迦堂の清掃、釈迦像の清掃の委託料になっております。次のページをお願いします。上から不法投棄廃棄物処理委託料につきましては環境美化監視員による回収物や、通報により回収した不法投棄の処理に係る経費となっております。生ごみ回収委託料につきましては、家庭からの生ごみ137カ所、事業所からの生ごみ31事業所からの収集委託料になっております。生ごみ処理、生ごみ処理委託料につきましては、回収した生ごみ本年度の実績を踏まえて見込ん、本年度の実績を見込み計上をしております。

す。次の家庭系有害ごみ収集運搬委託料につきましては、各行政区にあります54のリサイクルステーションに、各家庭から出されました蛍光灯や水銀使用の乾電池等の有害物の処理費用について実績をもとに計上しております。次の不燃物選別処分運搬業務委託につきましては、家庭から出されました不燃物を資源有価物回収事業所において、不燃ごみの中から有価物の選別の費用とクリーンプラザへの運搬費を委託するもので、選別費用の今年度、令和3年度におきましては、選別費用見直しによって昨年度より約42万円程度減とそして計上をさせていただいております。節14工事請負費になります。墓地公園の周辺にあります木柵の修繕としまして、墓地公園、木柵修繕工事費として計上させていただいております。節18負担金補助及び交付金、町民課分の説明欄4番目の資源有価物回収事業費交付金につきましては、有価物の回収交付金として各行政区へキロ5円、協力団体等につきましては直接リサイクルセンターへ持ち込んでいただいているところに対しキロ7円を交付するものです。人吉球磨環境協議会負担金につきましては町村会より示された額を計上しております。72ページをお願いします。下の枠2枠目、目1塵芥処理費、節18負担金補助及び交付金につきましては、ごみ処理及びし尿処理にかかります負担金について、1月から12月までの利用実績をもとに算出されています。利用実績とあわせ施設の年次計画で予定しておりました定期補修費及び年次点検委託料が、昨年の7月豪雨により施設が被災、被災したことにより施設の災害復旧による助成総設備の更新が主な要因となりましてごみ処理、し尿処理とあわせて昨年度から740万9,000円の減額となっております。また、負担金、斎場費につきましては、多良木町が免田葬祭場の使用区域に新たに加わることに当たり、多良木町が負担しておりました加入負担額の残に令和2年度達したことから、令和3年度より錦町、あさぎり町、多良木町の3町の負担として計上しております。町民課からの説明は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） おはようございます。それでは、生活福祉課所管の当初予算につきまして説明申し上げます。17ページをお願いいたします。歳入です。2枠目の目1民生費負担金、節2障害者福祉費負担金の地域活動支援センター事業市町村負担金は、本町以外の障害者の利用実績に応じて負担金を徴収するものです。錦町、相良村からの負担金となります。その下、巡回相談支援事業町村負担金は、上中球磨巡回支援専門員整備事業町村負担金で、湯前町、多良木町、水上村からの負担金となります。上中球磨4町村の事務局持ち回りで、令和3年度、4年度においてがあさぎり町が事務局となります。次の節3児童福祉費負担金の保育所負担金は、私立保育園の利用者負担金となります。利用者は587人と見込み計上しております。その下は過年度分となります。次の節4養育医療事業費負担金の養育医療費保護者負担金は、医療を必要とする低出生体重児の医療費に対する保護者負担金として受け入れるもので、過去4年間の実績平均で計上しています。次に19ページをお願いいたします。上の枠、上から2番目の目2、節1民生手数料では、保育料の督促手数料と過年度分を計上しております。次に、その下の枠で目1民生費国庫負担金、節2障害者福祉負担金の障害者医療費負担金につきましては、障害者の方に対する心臓疾患や腎臓疾患などへの医療費の給付及び病院等長期の入院による医療的ケアや常時介護を必要とする障害者の方の食事や入浴などの介護を提供するもので、国の負担分としまして2分の1で、過去3年間の平均の国庫負担金額を計上しております。その下の障害者自立支援給付費等負担金につきましては、身体、知的、精神障害者及び難病がある方に対する支援として、施設入所、通所による就労訓練や生活介護、居宅介護を提供する経費、または補装具などの購入や修繕に対するもので、国庫負担は2分の1となっております。次に20ページをお願いいたします。節4児童福祉総務費負担金の子供のための教育保育給付交付金は、令和2年度までの名称は、施設型給付費負担金で、認定こども園及び保育園、町内外のそれぞれの園の公定価格のうち1号認定と2号認定につきましては国の負担金2分の1、3号認定につきましては、100分の56.835の負担率となつ

ております。その下の障害児給付費負担金は、障害児及び発達障害児の方が利用される通所支援に対する国の負担で、見込み額の国負担分2分の1の額を計上しております。その下の子育てのための施設等利用、給付交付金は、無償化による1号認定の午後の預かり保育料を補助で、国負担分の2分の1の額を計上しております。次の節5児童手当事業費負担金の児童手当負担金は、それぞれの負担区分により年3回支払いますが、各基金に支払う児童数を平均6,770人程度と見込んでおります。次の節6養育医療事業費負担金の養育医療費負担金につきましては、低出生体重児で入院して療育を受ける医療費に対する国庫負担金で、国庫負担率は2分の1で計上しております。次に、下の枠の目2民生費国庫補助金、節1障害者福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金は、障害者の方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する事業でございます。日中一時支援や移動支援、意思疎通支援、日常生活用具を始め、地域活動支援センターへの支援、巡回支援専門員整備事業に対する国の2分の1の補助金となっております。この補助金につきましては、国の予算の範囲内での交付になっておりますので、令和2年度の補助見込み額を計上しております。節2児童福祉総務費補助金の子供子育て支援交付金は、認定こども園での一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病後児保育事業、健康推進課が実施する乳児全戸訪問事業利用者支援事業、新型コロナウイルス感染症対策事業などが対象で、国の補助率が3分の1となっております。その下の子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金は、保育園での保育の資質の向上のため園関係職員の研修に対する対象経費の2分の1が補助金として交付されるものです。その下の保育対策総合支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症対策としてICT化推進やオンライン化事業などなどが対象で、国の補助率が2分の1となっております。次に21ページをお願いいたします。最下段の枠で目2民生費国庫委託金、節1障害者福祉費委託金の特別児童扶養手当事務委託金は、身体障害1、2級の障害のある20歳未満の方の保護者に支払われる特別児童扶養手当事業の事務委託分となります。次に22ページをお願いいたします。2枠目の目2民生費県負担金、節2障害者福祉費負担金の障害者医療費負担金と次の障害者自立支援給付費等負担金、それから節4の児童福祉総務費負担金の子ども子育てのための教育保育給付費負担金、これは令和2年度までは施設型給付費負担金、次の障害児給付費負担金、次の子育てのための施設等利用給付費負担金、次の節5児童手当事業費負担金の児童手当負担金、次の節6養育医療事業費負担金の養育医療事業費負担金までの各県負担金は、国庫負担金と同様の事業内容に対する県の負担金としまして4分の1の額を計上しております。次の節7救護施設負担金につきましては、救護施設しらがね寮の事務費と保護費を負担基準によりそれぞれ算定して計上しております。次の23ページをお願いいたします。2枠目の目2民生費県補助金、節1社会福祉総務費県補助金、社会福祉総務費補助金の民生委員協議会活動費補助金につきましては、民生委員児童委員の資質の向上と活動強化に資するため、協議会への活動補助金となります。その下、特別弔慰金支給事務費交付金は、特別弔慰金支給事務に係る交付金となります。次に節3障害者福祉費補助金の障害者住宅改造事業費県負担金は、1件分を見込み額として助成限度額の90万円の県補助率2分の1の額を計上しております。次の重度心身障害者医療費助成事業費補助金につきましては、実績見込みでの事業費に対する県補助率の2分の1の額を計上しております。次の地域生活支援事業補助金につきましては、国庫補助で説明しました障害者の方への日常生活を営むことができるよう支援を行う各事業に対する県の補助金で、4分の1の補助率となります。次の難聴児補聴器購入助成事業費補助金は、障害の軽度中度の聴覚障害がある難聴児に対して県が2分の1を助成する事業となります。次の節4児童福祉費補助金の多子世帯子育て支援事業費補助金は、0から2歳児で第3子以降の保育料を補助するもので、県補助率2分の1の事業となります。次の子供のための教育・保育給付費地方単独施設費用補助金は、認定こども園が実施する施設型給付の運営補助金で、地方単独で実施する費用部分26.2%につきまして、県の補助で2分の1の補助を計上いたしております。次の子ども・子育て支援事業費補助金は、国の補助金

同様、認定こども園、保育園、放課後児童クラブが行う事業に対して県の3分の1の補助事業となっております。次の教育の質の向上のための研修支援事業費補助金は、認定こども園及び保育園職員に対するスキルアップのための研修会費用の2分の1補助金となっております。次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、保育士の補助を行う保育補助者を雇用し、業務負担の軽減や離職防止、保育人材の確保を行うことを目的とする事業です。節5子ども医療費助成事業費補助金の乳幼児医療費補助金につきましては、4歳未満の乳幼児及び多子世帯の幼児の入院等の医療費助成などの事業に対する県の2分の1の補助金です。節6ひとり親家庭福祉費補助金のひとり親家庭等医療費補助金は、生活安定と福祉の向上を図るため町が助成する医療費の2分の1を計上しております。次に27ページをお願いいたします。1番下の枠の目1節1延滞金は、保育料の延滞金を費目存知として計上しております。次に28ページをお願いいたします。3番目の枠で、目1民生費納付金、節1救護施設費納付金の自己負担金は、しらがね寮の入所者の自己負担金となります。次に、目4、節1雑入の最下段のしらがね寮職員給食費は、当直者職員の給食費負担分を計上しております。次に29ページをお願いいたします。上の枠で説明欄上から四つ目、子ども医療費過年度分返戻金は費目存知として計上しております。次に45ページをお願いいたします。歳出となります。1番下の枠で目19地域おこし協力隊費、節1報酬の地域おこし協力隊員報酬のうち地域福祉分野の隊員分としまして、199万2千円、その下節3職員手当等の会計年度職員期末手当のうち27万6,000円、節4共済費の社会保険料のうち34万円、節8旅費の費用弁償のうち5万3,000円、節10需用費消耗品のうち5万円、次の燃料費のうち12万円、次の食糧費のうち5,000円、節11役務費の通信運搬費のうち16万8,000円、次の自動車任意保険料、それと次の46ページをお願いいたします。節13使用料及び賃借料のパソコンリース料のうち10万2千円、その三つ下高速道路使用料のうち1万4,000円、次の駐車場使用料のうち8,000円。次の住居借上料のうち75万円、次の自動車借り上げ料を地域福祉分野の隊員分として計上をしております。次に53ページをお願いいたします。二つ目の枠、目1社会福祉総務費、節1報酬の民生委員推薦会委員報酬は委員5名分を計上いたしております。節3職員手当等の時間外手当は業務対応の手当分、節7報償費では、戦没者合同追悼式謝金として祭壇の花や、花への謝金や、小中学生の平和のメッセージに対する記念品代、次の社会を明るくする運動作文の副賞代を計上しております。節8旅費の費用弁償は、民生委員推薦会開催分、普通旅費は、業務に伴う会議等の旅費を計上しております。節10需用費につきましては、戦没者合同追悼式関連の消耗品費や食糧費などを計上しております。次に54ページをお願いいたします。節11役務費では、成年後見人制度に係る事務手数料、次の財産管理人選任申し立て余納金は、近親者不明の高齢者孤独死関係によるもので、家庭裁判所に対する財産管理人選任申し立て余納金を計上しております。次のクリーニング代は戦没者合同追悼式白幕のクリーニング代となります。次の節12委託料では、社会福祉協議会に委託しております総合相談支援事業、それから災害時避難要援護者支援システムの保守委託料を計上しております。次の節13使用料及び賃借料では、ほのぼの号として運行しておりますデマンド交通システム機器類の使用料と、災害時避難要支援者支援システムリース料を計上しております。節18負担金補助及び交付金の民生委員児童委員協議会補助金につきましては、活動運営の補助金を計上していただいております。次の社会福祉協議会運営補助金につきましては、町関係部局と連携しながら福祉活動の業務が行われておりますが、法人運営などに係る人件費と事務費を補助金として計上しております。次のデマンド交通運行補助金につきましては、ほのぼの号の運行補助金となります。次の遺族会補助金につきましては、岡原地区の遺族会より慰霊碑周辺の樹木伐採についての補助金要望等があり昨年度より増額となっております。次に、成年後見人制度利用支援事業助成金は、後見人等の助成で1名分を計上しております。次の社会福祉協議会派遣職員負担金は、あさぎり町社会福祉協議会より町に派遣の社会福祉職員の負担金となります。次の節19扶助費の緊急保護時対策費は、緊急保護時の諸費となります。次の節22償還

金利子及び割引料の臨時福祉給付金給付事業費補助金返還金は、平成27年度の年金生活者等支援臨時福祉給付金の返還対象者からの返還金を県に返還するものです。次に56ページをお願いいたします。下の枠で目4障害者福祉費、節1報酬はあさぎり町障害福祉計画策定委員会1回10名分の報酬となります。その下の障害支援区分認定調査員報酬は、会計年度任用職員分1名分となっております。次の節3職員手当は業務に係る時間外勤務手当及び会計年度任用職員1名分の期末手当となります。次の節4共済費の社会保険料は、会計年度任用職員1名分です。次の節7報償費につきましては、相談員5名分の謝金となっております。次の節8旅費は、障害福祉計画策定委員会1回10名分の費用弁償と業務に係る旅費となります。次に57ページをお願いいたします。節10需用費には、事務費に係る書籍などの消耗品と通知物などの印刷製本費を計上しております。節11役務費の各種手数料につきましては、国民健康保険連合会、社会保険診療報酬支払基金に対する審査支払手数料と、障害認定区分に関する医師の意見書手数料となります。節12委託料の地域生活支援事業委託料につきましては、意思疎通や移動支援、日中一時支援などの支援活動事業の委託料を計上しております。次の地域活動支援センター委託料につきましては、障害者の活動の場を提供する事業として町内の地域生活支援事業所に対する委託料を計上しております。次の巡回相談支援事業委託料は、上中球磨の4町村で実施する訪問による相談支援事業で、発達障害などの児童を早期に気づき療育につなげることを目的としております。上中球磨4町村の事務局持ち回りで、令和3年度から2年間あさぎり町が事務局となります。委託先は管内の児童発達支援事業所となります。次の節13使用料及び賃借料の障害福祉サービス請求内容チェックシステム使用料につきましては、関係事業所の国保連への請求内容審査の正確化のために導入しているシステムの使用料等になります。次の節18負担金補助及び交付金には、各関係機関団体への負担金や補助金となります。広域的な事業への町村負担金につきましては、町村会での査定結果を踏まえて予算計上しております。下から2番目の人吉球磨地域障害者相談支援事業費、事業負担金から次の58ページの上段人吉球磨地域、人吉球磨圏域地域療育センター事業負担金につきましては、人吉球磨の圏域で取り組んでいる各事業の負担金で、障害者に対して各専門相談員の方による相談活動や就労に向けた訓練活動、在宅の障害児や保護者を主な対象として相談を受ける事業に対する負担金となっております。次の節19扶助費、重度心身障害者医療費助成事業につきましては、2分の1の単県補助です。次の身体障害者更生医療費給付金、給付費につきましては、障害者に対する更生医療と障害を有するまたは残すおそれのある児童に対する育成医療費に対する国2分の1、県と町が4分の1負担するものです。次の身体障害者福祉年金給付事業につきましては、町単独で給付対象者1,000人の5,000円分を見込んでおります。次の福祉タクシー料金助成事業費は、障害者に対する初乗り料金の助成を行うものです。次の身体障害者補装具給付事業費、日常生活用具給付等事業は、身体機能の代替や補完を行う補装具、生活を営む上での排せつ管理支援などに対する給付事業で、過去3年間の平均で計上しております。次の身体障害者住宅改造助成事業につきましては、1件分を計上しております。次の障害介護給付費につきましては、施設への入所、通所による就労訓練や、生活介護、居宅介護を提供するもので、国2分の1、県と町が4分の1を負担するものです。療養介護医療費は、病院などの施設で、医療ケアや常に介護が必要な障害者の方を対象として、食事、入浴などの介護サービスを提供するもので、障害介護給付費同様の負担割合となっております。次の自動車運転免許取得改造助成事業は2件分、難聴児補聴器購入助成事業につきましては1件分を計上しております。節27繰出金は、球磨郡障害認定審査会特別会計の繰出金を計上しています。次に59ページをお願いいたします。目7社会福祉施設費、この目につきましては、所管施設の管理運営に関する経費を計上しております。前年度と比較しますと、約3億8,000万円程度の減額となっておりますが、主な要因としましては、ふれあい福祉センターの改修工事請負費関係の減によるものです。節3職員手当などの時間外勤務手当は、ふれあい福祉センター利活用検討会などに係るものです。次の節8旅費の費用弁償につきましては、ふれあい福祉

センター利活用検討会にかかるものとなります。次の節10需用費の消耗品費のうち、11万7,000円は、ふれあい福祉センター改修工事完成式典にかかるものです。下段の節12委託料の看板制作委託料は、ふれあい福祉センター改修工事完成式典にかかるものです。次に、60ページをお願いいたします。上段のヘルシーランド指定管理委託料につきましては、事業計画に基づく指定管理委託料となります。その下のふれあい福祉センター指定管理委託料は、4月より社会福祉協議会に委託するもので、施設の光熱水費や維持管理経費分となります。次の節13使用料及び賃借料の上段モップリース料は、ヘルシーランドデイサービス部分のものとなります。次の落成式用、落成式用品借上料は、式典用品にかかるものとなります。次の節18負担金補助及び交付金は温泉協会分となります。下の枠、目1児童福祉総務費、この目につきましては、保育園認定こども園への運営費であります施設型給付負担金、子育て環境に関する事業、子供の健全育成事業などを計上いたしております。前年度と比較しますと約7,090万円の減額となっておりますが、主な要因としましては、保育園大規模改修事業費補助金の減によるものです。節1報酬には、育児休業休暇の代替の会計年度任用職員の報酬6カ月分、その下は子ども子育て支援事業計画策定委員8人分の報酬となります。節3職員手当では、職員の業務にかかる分と会計年度任用職員の期末手当を計上しております。節4共済費は会計年度任用職員分となります。節7報償費、出生祝金は10万円の85名分で計上いたしております。その下は研修講師謝金となります。次の節8旅費の費用弁償は、子ども子育て支援事業計画策定委員分と、会計年度任用職員の通勤手当、旅費は業務にかかるものとなります。その下節10需用費は、書籍代やこども園の道路側溝周辺駐車場の修繕料となります。次に61ページをお願いいたします。上段節11役務費では、社会福祉費の携帯電話料や障害児通所者サービスの国保連への手数料などを計上しています。節18負担金補助及び交付金の施設型給付負担金で、認定こども園と私立保育園の運営費を計上しております。放課後児童健全育成事業補助金ですが、町内の8つの学童クラブの分となっております。次の保育対策総合支援事業は、保育補助者雇い上げ事業補助金で、4園分を計上しております。次の病児病後児保育事業負担金ですが、これは公立多良木病院におきまして、病児病後児保育事業として4町村からの委託の事業分となります。次の延長保育事業補助金につきましては保護者の就労形態の多様化に伴うニーズに対応するため、保育時間の延長に取り組む保育園への補助金で、10の保育園で実施を予定です。次の障害児保育事業補助金は、障害児を受け入れる目的で、保育士を加算配置している保育園への補助金となっております。認定こども園を含め七つの保育園分としております。子育てのための施設等利用費負担金と一時預かり事業補助金は、認定こども園の午後からの預かり事業分となります。子育て活動支援、子育て援助活動支援事業費補助金は、社会福祉協議会のファミリーサポートセンター事業の補助金となっております。病後児保育事業は、病後児保育として1園で計画の事業分となります。新型コロナウイルス感染拡大防止事業補助金は、国の三次補正分として保育園や認定こども園、学童クラブによる新型コロナウイルス感染拡大防止事業で、ICTやオンライン研修にかかる機器導入などの補助金となります。節19扶助費の障害児通所支援費は、障害児及び発達障害児に対する通所支援事業です。児童福祉法の改正に伴う民間事業所の参入増加や、児童の放課後における時間の過ごし方の多様化によるニーズの増加などが要因となっており、年々サービスを受ける児童が増加している状況にあります。次に目2児童手当事業費、節8は普通旅費、節19の扶助費は児童手当ですが、年に3回に分けて支払っております。次に目3子ども医療費助成事業費、節3職員手当は業務に係る時間外手当、節10需用費の消耗品費は子ども医療費申請のためのポスト代、次の62ページ節12委託料及び節13使用料及び賃借料では、ネット申請システムに係る経費を計上しています。その下、節14工事請負費は、本庁舎玄関に設置する子ども医療費申請のためのポスト設置分となります。節19扶助費、子ども医療費給付金は、平成29年度から4年間の実績平均を計上しております。児童生徒数の減少に伴い減少の傾向があります。次の目4ひとり親家庭福祉費、節18負担金補助及び交付金では、連合会の負

担金、節19扶助費はひとり親家庭等の医療費助成金となります。対象家庭の生活の安定と福祉の向上を図るために、保険適用負担額の3分の2の助成金で過去3年の実績により計上しております。次の目5養育医療事業費、節11は手数料、節19扶助費は過去4年間の平均を計上いたしております。次の枠で目1救護施設総務費につきましては、主に救護施設しらがね寮の職員等の人件費、施設の維持管理経費等を主に計上しております。基本的には、毎年度同様の予算内容となっております。会計年度任用職員の報酬や職員手当等の期末手当の人件費は10名分を計上しております。施設の定員は50名ですが、3月1日現在では男性の方が28名、女性の方が23名の計51名の方が入居されておられます。平均年齢としまして70.6歳ということになっております。次に64ページをお願いします。節17備品購入費は、ガス炊飯器やレンジ台を計上しております。目2救護施設事業費では、県からの保護費負担金と入居者自己負担金を充当して、入居者の方々が安心して自立訓練などを行いながら日常生活を営むことができる経費としてそれぞれ関係の予算を計上いたしております。事業の内容は例年どおりでございます。65ページをお願いいたします。中ほどの目1災害救助費、節19の扶助費につきましては、災害見舞金としまして住宅の全壊、全焼等につきまして20万円の2件分を予算計上をしております。以上で生活福祉課所管分の当初予算の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時12分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） それでは、高齢福祉課所管分について御説明いたします。歳入17ページをお願いいたします。2枠目、目1民生費負担金、節1老人福祉費負担金、養護老人ホーム入所者負担金は、令和2年度の実績見込み額をもとに1カ月当たりの対象者数23人56万9,000円で計上しております。次のページをお願いいたします。2行目、目2民生使用料、節1社会福祉施設等使用料、白寿荘使用料を計上しております。前年度比15万2,000円減となっておりますが、ふれあい福祉センター生活支援ハウス使用料がなくなったことによる減収でございます。次のページをお願いいたします。下の枠、目1民生費国庫負担金、節1老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金につきましては、低所得者第1段階から第3段階の方の介護保険料軽減措置として軽減した額の国庫負担金となります。負担割合が国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。22ページをお願いいたします。2枠目、目2民生費県補助金、県負担金、節1老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金は、県負担分の4分の1でございます。次のページをお願いいたします。目2民生費県補助金、節2老人福祉費補助金。老人クラブ活動等事業費補助金は、令和2年度の実績見込み額をもとに計上しております。高齢者住宅改造助成事業費補助金は、前年度と同様申請件数1件分を計上しております。なお、3年度から県の事業対象限度額が70万円から50万円に引き下げられたことから、2分の1補助の25万円の計上となっております。低所得者利用者負担対策事業費補助金は、低所得者で生計が困難な方に対して、介護保険サービスの利用促進を図るために、介護サービスを行う社会福祉法人等がその社会的な役割の一環として利用者負担軽減を行っておりますが、その軽減額の4分の3を県が補助するものでございます。権利擁護人材育成事業補助金は、平成27年度から開始しました人吉球磨成年後見センターの運営費として委託先である人吉市社会福祉協議会へ市町村が支払う委託料のうち、あさぎり町負担分の6.5%相当額が補助されるものでございます。続きまして歳出54ページをお願いいたします。目2老人福祉費になります。健康推進課所管の予算も含まれておりますが、高齢福祉課

で計上しております。主な事業について説明いたします。次のページをお願いいたします。節7報償費、敬老祝金につきましては、前年度比36万円の減額となっております。内訳の対象者を2年度当初と比較しますと、100歳の方は7人減の8人。90歳の方は7人増の137人。80歳の方が20人増の202人となっております。節12委託料、3行目の人吉球磨成年後見センター運營業務委託料は、人吉球磨成年後見センターの運営費として委託先である人吉市社会福祉協議会へ支払う委託料でございます。2行下敬老会式典業務委託料は、対象年齢を段階的に75歳以上に移行する4年目の年となります。3年度は74歳以上、3,551人の方が対象となり、令和2年度からしますと前年度比31万2,000円の減となっております。2行下緊急通報装置システム管理業務委託料は、22年度12月現在設置台数が30件でございます。また、新規設置、撤去の委託料となります。節18負担金補助及び交付金、一行目の低所得者負担軽減補助金は、介護サービスを行う社会福祉法人等が実施します利用者負担軽減に対して補助するものでございます。次のページをお願いいたします。説明欄、上から5行目、老人クラブ補助金は、前年度比19万3,000円減の220万円で計上しております。3行下シルバーエイト負担金は、多良木町を除くあさぎり町、水上村、湯前町の3町村で負担金額を人口割で算定したものでございます。節19扶助費、高齢者住宅改造助成事業費につきましては、県の事業対象限度額が70万円から20万円引き下げ、引き下げられたことから50万円を計上しております。節27繰出金、介護保険特別会計繰出金は、2億9,525万円で、2年度から1,710万6,000円の減額計上となりました。主な減額内容としましては、介護給付費分が1,157万5,000円の減。保険者事務費分が565万円の減となっております。目3老人保護費、節19扶助費、老人施設入所措置費につきましては、対象者を前年度同様の月平均28名と見込んで計上しております。59ページをお願いいたします。1番下の枠に、下になります。目7社会福祉施設費の高齢福祉課所管分を説明いたします。高齢者コミュニティーセンター白寿荘の維持管理費分でございます。節10需用費の108万2,000円のうち、消耗品費が3万円。ガス代の1,000円、水道・下水道使用料の2万8,000円。電気料が36万円、修繕料5万円、計の38万9,000円となります。節11の役務費、消防設備法定検査手数料、節12委託料の一行目、清掃委託料、次のページをお願いいたします。節13使用料及び賃借料、3行目モップリース料の2万6,000円。以上が白寿荘分でございます。以上で高齢者福祉課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは、健康推進課所管分について御説明申し上げます。18ページをお願いいたします。目3衛生使用料、節1保健衛生施設使用料、2行目の保健センター使用料です。元年度までの利用状況に基づきまして計上いたしております。次のページをお願いいたします。下の枠になります。目1民生費国庫負担金、内容は次のページで御説明します。節3国民健康保険事務費負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金、保険者支援分としまして、保険料軽減等に対しまして、国が2分の1を負担するものです。それから目2の衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金、新型コロナワクチン接種対策費負担金、ワクチン接種に係る医療機関への支払いに要する費用に充てるものでございます。次のページをお願いいたします。目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、2行目の地方スポーツ事業振興費補助金、これは令和2年度から実施しております健康運動教室等に係る補助金でございます。節2の衛生費国庫補助金、感染症予防事業費等補助金、これはワクチン接種の機会がなかった40代から50代の男性を対象とした風疹の抗体検査に関する補助金でございます。2分の1の補助となっております。マイナンバー情報連携体制整備事業補助金、これはロタウイルスワクチンがワクチン接種が令和2年10月から定期接種となっております。その予防接種情報をマイナンバーと情報連携するために、健康管理システムの改修が必要となりましたので改修を行うものです。3分の2の補助となっております。次の新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金。こ

れにつきましては会計年度任用職員の報酬や、接種券の郵送など接種体制の整備に要する費用に充てるものでございます。10分の10の補助となっております。次のページをお願いします。2枠目になります。目2民生費県負担金、節1老人福祉費負担金、後期、2行目の後期高齢者分保険基盤安定拠出金、これは保険料の軽減分を公費で負担するものです。県が4分の3を負担するものとなっております。節3の国民健康保険事務費負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金、これは国保の保険料軽減等に対しまして県が負担するものでございます。次のページをお願いします。目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、2行目からになります。市町村健康増進事業費補助金から、少子化対策総合交付金まで6つの補助金を計上しておりますが、市町村健康増進事業費補助金は、健康相談、健康診査等に要するものです。自殺対策推進事業費補助金は、心の健康相談、メンタルヘルス相談等に要するものです。虫歯予防対策事業費補助金は、フッ化物洗口等に要するものです。風疹予防接種助成事業補助金は、従来から実施しておりました妊娠を希望される女性とその家族の抗体検査と予防接種に対する補助でございます。こんにちは赤ちゃん事業費、事業等補助金につきましては、母子保健推進員さんの家庭訪問等への補助でございます。少子化対策総合交付金は、不妊治療の人口受精や、妊婦検診に要する者への交付金でございます。次28ページをお願いします。2枠目になります。目1衛生費受託事業収入、節1保健衛生総務費受託事業収入、高齢者の保健事業受託収入、これは高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業に関します受託事業で、熊本県後期高齢者医療広域連合からの委託により実施するものでございます。下の枠の目2衛生費、納付金、節1保健衛生費徴収金、各種健診個人負担金、これは健診の申し込み状況により算出しております。目4雑入は次のページで御説明いたします。3行目の運動教室会費ということで、健康運動教室の第2期生100人分の入会金、これは1人当たり2,500円をいただくことにしております。それから第2期生から毎月の会費を1,200円いただくことにしております。それを合わせた金額を計上いたしております。次に、歳出を説明いたします。54ページをお願いします。下のほうになりますけれども、目2の老人福祉費、内容は次のページから説明します。説明の時間外勤務手当が30万2千円でございますけれども、そのうちの2万9,000円につきまして、後期高齢者医療の被保険者証の発送業務に要するものでございます。それから節12委託料、後期高齢者医療制度システム改修委託料につきましては、住民基本台帳から被保険者の情報を取り込む際に、住所の肩書が含まれていないために郵送時に支障を来している状況でございます。そういうことから、システムの改修を行うものでございます。節18負担金補助及び交付金、二つ目の後期高齢者医療広域連合一般会計分共通経費負担金、これは、一般会計分の広域連合の議会費や、職員の人件費、事務経費等に要するものでございます。次のページをお願いします。1番上になります。後期高齢者医療広域連合特別会計分共通経費負担金、これは広域連合の特別会計の事務費等に要する負担金でございます。次の後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金、保険給付費や高額療養費等の支払いに要するもので、自己負担額を除いた金額の12分の1を負担するものです。節27繰出金、2行目の後期高齢者医療特別会計繰出金、これは特別会計の事務に要する費用、それから保険基盤安定負担金に係る費用、それに歯科検診に要する費用を合計したものです。次に59ページをお願いします。目6国民健康保険事務費、節27繰出金、国民健康保険特別会計繰出金、内訳としまして、保険料の軽減等にかかるところの保険基盤安定繰出金としまして、9,071万1,000円。財政安定化支援分が1,506、1,546万5,000円。出産育児一時金分が14人分の392万円。それに特別会計への法定内の繰出金としまして、874万4,000円を繰り出すものでございます。次65ページをお願いします。三つ目の枠になります。目1保健衛生総務費、節1報酬、地域担当医療専門職報酬につきましては、令和2年度から実施しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における栄養士の報酬でございます。その下の会計年度任用職員報酬は、栄養士の育児休暇取得に伴う代替職員の報酬となっております。次のページをお願いします。主なものとして、節7の口腔ケア等、健康教育時謝金は、

歯科衛生士への謝金でございます。節12委託料の健康管理システム保守委託料は、健康診断や予防接種の管理等を行うシステムの保守費用です。健康管理システムの改修委託料は、令和3年度で開設を予定しております子育て包括支援センターの運営に対応するためにシステムを改修するものでございます。節13使用料及び賃借料の健康管理システムのリース料としまして、これはクラウド化に伴うサーバーの使用料等を計上いたしております。節18負担金補助及び交付金の病院事業負担金につきましては、公立多良木病院への負担金となっております。病院群輪番制病院運営事業負担金は、人吉医療センターと公立多良木病院の休日夜間の救急外来対応への負担金となっております。次のページをお願いします。説明の2行目になります。新旧治療費助成金については、500円券の4,000枚分を予定しております。その次の休日在宅当番事業負担金は、休日における医療確保のために、当番医療機関へ支払うものでございます。次のページをお願いします。目4健康増進事業費、主なものとしまして節12委託料、集団検診委託料は、集団健診、がんセット検診等の委託料でございまして、健診申し込み状況により計上いたしております。目5母子保健事業費、この目では乳幼児健診事業妊産婦の健康管理事業等を実施しております。節1報酬の医師報酬は、乳幼児健診時のものでございます。次のページをお願いします。節12委託料の健康審査委託料については、妊産婦の健診に関するものでございます。対象者を90人と見込んでおります。節18負担金補助及び交付金の不妊治療費助成金は、助成制度が見直されまして所得制限が撤廃されております。それから、最大6回までだった治療が子供1人につき6回までというようなことで、そのほか要件が拡大されました、拡大されておりますことから、不妊治療を受けられる人が増えることが予想されますので、事業費を昨年の100万円から200万円に拡充しております。それから目6の予防接種事業費、この目につきましては、新型コロナワクチンの接種にかかる費用を計上いたしております。節1報酬につきましては、会計年度職員、任用職員報酬としまして、看護師3人、一般事務5人分を計上いたしております。医師報酬は集団接種に係るものでございます。1万508人分を計上いたしております。次のページをお願いします。節12委託料の個別接種医療機関委託料は、高齢者施設へ入所されておられる方、入院されている方等に対しましての接種です。2,700人分を計上いたしております。シャトルバスの運行委託料としまして、ジャンボタクシーでの総減を予定いたしております。集団接種に係る会場使用料としまして、須恵文化ホールでの接種を予定しておりますので、その使用料を計上いたしております。次に、目7健康づくり推進事業費、主な事業としまして、おどろが健康づくり大会や心の健康相談、メンタルヘルス相談など自殺対策事業を実施しております。次のページをお願いします。節12委託料の健康ポイント事務委託料は、健康応援券の換金業務をあさぎり町商工会に委託するものです。食生活改善推進協議会への補助金も計上いたしております。目8スマートウェルネスシティ事業費、主な事業としまして節12委託料の健康政策マネジメント支援業務委託料は、2年目の取り組みとなりますけれども、1年目に取り組んだ本町の医療介護のレセプトデータの取り込みや福祉施策、福祉施策の現状把握などをもとに令和3年度は設定した指標をもとに改善行動を始めていくこととなります。つくばウェルネスリサーチの支援を受けながら本庁の職員がPDCAを実践して課題を効率的に解決していくこととなります。次に運動スポーツ習慣化促進事業委託料はこれも2年目となりますけれども、タニタヘルスリンクとつくばウェルネスリサーチのこれまでのノウハウを、ノウハウを生かして運動教室、参加者の個々の状態に合ったプランの設定等を行っていきます。令和3年度は運動教室の拠点をヘルシーランドに移しまして実施していくことにしております。第2期生については2年度と同じく100人を募集することにしております。運動指導業務委託料につきましては健康とスポーツ研究所に委託しまして健康運動教室での運動指導を行っていただくことにしております。次に、目9保健センター管理費、免田、上、岡原の保健センターの管理費用でございます。主なものとしまして次のページから説明いたします。最上段の修繕料、それから節12委託料の次回電気工作物保安管理委託料とそういったものが委託料が主な支出となって

おります。健康推進課所管分につきましては以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 教育課所管分について説明をいたします。9ページです。第2表債務負担行為です。番号1上小学校印刷機賃借、2岡原小学校印刷機賃借、3須恵小学校大版プリンター賃借、4深田小学校図書管理システム賃借、これらにつきましては、令和3年の年度途中から令和8年の年度途中まで賃貸契約を予定しております。このため債務負担行為を行うものでございます。限度額等は記載のとおりでございます。次に17ページをお願いいたします。歳入を説明します。下から2枠目です。目4教育費負担金、節1小学校費負担金、節2中学校費負担金、日本スポーツ振興センター負担金は、学校の管理下で起きたけが等の事故に対しての医療費を給付する制度の保護者負担金です。1人当たり保護者負担金は460円です。18ページをお願いいたします。1番下の枠です。目7教育使用料、節1学校教育、学校施設使用料は、町内小学、小中学校の体育施設使用料です。節2教職員住宅使用料は、ALTが入居予定の深田地区にあります椿坂及び下里教職員住宅の使用料です。節3生涯学習施設使用料は、須恵文化ホール、せきれい館、上校区公民館、生涯学習センターの使用料です。須恵文化ホールは、令和3年度に改修工事を予定しているため、例年と比較し減額計上をしております。また、生涯学習センター使用料は、年間契約でくま川鉄道再生協議会等へ研修室を貸し出ししているため、その使用料を増額計上しております。節4保健体育施設使用料は、町内の体育施設の使用料です。24ページをお願いいたします。最後の枠です。目7教育費県補助金、節1教育費補助金。水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金は、各小学校5年生を対象に水俣を訪れ、学習するための県補助金です。補助率は2分の1です。地域学校共同活動推進費補助金は、中学3年生を対象として学習支援を行う地域未来塾実施事業に対する補助金です。補助率は3分の2です。中学校英語検定チャレンジ事業補助金は、英語検定を受検する中学生を対象として、受験料の3分の1を県が補助するものでございます。28ページをお願いいたします。3枠目、3番目です。目3給食費、給食事業収入、節1学校給食費は、令和3年度からの公会計化による教職費を町の歳入として受け入れるものでございます。給食費は小学生1人年額4万1,800円。中学生1人年額4万9,500円です。最後の枠です。目4雑入、説明の3行目です。英会話教室参加料は、一般向け英会話教室の参加料です。1人1,000円90人を予定しております。三つ下の行、太陽光発電売電収入は、各小学校に設置しましたソーラーパネルによる売電収入でございます。29ページをお願いいたします。2枠目です。目1総務債、節2総務施設除却事業債、説明の2行目は旧免田中学校プール解体事業、旧岡原中学校プール解体事業及び旧深田中学校解体事業分になります。充当率はいずれも95%です。2枠目5番目です。節1学校施設整備事業債は、上小学校プール改修事業、学校給食センターボイラー更新事業に係るものでございます。充当率は95%です。節2社会教育施設整備事業債は、文化ホール改修事業高山運動、総合運動公園グラウンド改修事業及びせきれい館駐車場整備事業に係るものでございます。いずれも充当率は95%です。38ページをお願いいたします。歳出を説明します。目6財産管理費、節12委託料の説明、7行目です、でございます。設計委託料に設計委託料は旧深田中学校解体工事、旧免田中学校プール解体工事及び旧岡原中学校プール解体工事の、設計業務委託料と解体事前調査委託料を計上しております。これらの委託料は1,580万円となります。99ページをお願いいたします。人件費と前年度と比較し、ほぼ変わらない事業についての説明は割愛をさせていただきます。下の枠です。目1教育委員会費は主に教育委員会の運営費です。節8旅費、費用弁償と節10食糧費は、九州地区教育委員大会の参加のため前年度と比較し増額計上しております。100ページです。目2事務局費は、医療報酬、教育長及び学校教育担当職員等の人件費等になります。令和3年度に雇用する町費負担教職員の人件費も計上しております。101ページです。目3教育振興費は、ALT、英語サポーター、教育審議員等の人件費等になります。少子化に伴う複式学級や小人数学級に伴い、小学校規模等につきまして方針を定める必要がある

ことから、令和3年度から各小学校の学校運営委員協議会から代表者15名と代表校長1名の16名で構成する学校規模等適正化審議会を令和3年度に設置いたします。このため節1報酬及び節8旅費が前年度より増額となっております。また、節7報酬費、事故等調査委員会は、町内小中学校で発生したいじめ事故等の調査の透明性及び公平性を担保することを目的に設置したものでございます。節11役員費、電話料は各小・中学校へ休日夜間の緊急連絡用の携帯電話を配備した電話料金となります。102ページをお願いいたします。節13使用料及び賃借料の1行目です。ソフトウェア使用料は、令和2年度に小中学生に配備しましたタブレットで使用します学習用ソフトウェア使用料、授業支援ソフト使用料及び校務ソフト使用料になります。節内の最後の行になります。学校無線LAN設備サービス利用料は、ギガスクール構想で小・中学校の無線LAN設置箇所を増設したことにより前年度より増額計上となっております。103ページをお願いいたします。2枠目です。項2小学校費、目1学校管理費、節1報酬、特別支援教育支援員報酬と節3職員手当等会計年度任用職員期末手当及び節4社会保険料は、特別支援教育支援員を現在の12名から2名増員したためのしたため、昨年度より増額計上となっております。節10需用費、消耗品費は、昨年度教科書改訂に伴う消耗品費を計上していましたが、その分今回減額計上しております。104ページです。節12委託料の下から4行目です。設計監理委託料は各小学校施設の建築物定期点検業務委託料でございます。105ページです。節14工事請負費は、上小学校プール改修工事と須恵小学校バックネット解体工事を計上しております。2枠目です。項3中学校費、項2中学校費、すいません、項3中学校費、目1学校管理費は、令和3年度から特別支援教育支援員を現在の2名から2名増員したことにより増額をしております。また、これまで委託しておりました学校事務補助員を会計年度任用職員として令和3年度から雇用いたしますので、節1報酬と節3職員手当と会計年度任用職員期末手当等及び節4社会保険料を昨年度より増額計上しております。106ページです。節10需用費、消耗品費。令和3年度は、中学校の教科書改訂時期となっております。そのための消耗品費を計上しておりますので昨年度よりも増額計上となっております。107ページです。節12委託料の3行目です。設計監理委託料は、中学校建築物定期点検業務委託料です。学校事務補助派遣委託料、昨年度計上していましたが、先ほど申し上げましたように今年度、令和3年度から会計年度任用職員として雇用するため削除をしております。2枠目です。目2スクールバス運行費は、中学校のスクールバス運行に関する経費でございます。108ページをお願いいたします。目1生涯学習総務費、社会教育委員会の運営と社会教育担当職員の人件費が主な経費です。節18負担金補助及び交付金は、昨年計上しておりました球磨郡都市社会教育委員連絡協議会負担金、球磨郡地域婦人会連絡協議会負担金、球磨郡PTA連絡協議会負担金は、令和2年度コロナ禍により活動ができなかったということでございます。このため、令和3年度は繰越金にて事業を実施するというところでございますので、今年度は計上していません。109ページです。目2公民館費、節7報償費、講師謝金から地域学校協働活動推進員謝金を分離し増額したものでございます。5行目の登記手数料は、令和3年度から公民館の建物及び土地を行政区へ譲渡するために建物等の登記をする必要があります。このため8分館分を計上しております。節12委託料、4行目です。設計委託料は、公民館の標準設計モデルAとモデルBの設計委託料となります。110ページです。節14工事請負費は、せきれい館駐車場整備工事費分でございます。節18負担金補助及び交付金、3行目の公民分館等施設整備補助金は、4公民分館が施設の修繕等を経過しておりますので、その経費に対する補助金でございます。補助率は3分の1です。また、公民分館の譲渡に伴う土地建物所有権移転登記経費100パーセントも、100%を補助するものでございます。この中に8分館分も計上しております。中ほどです。目3文化財保護費、節1報酬、文化財保護審議会委員報酬及び節8旅費、費用弁償は、文化ホール改修記念落成記念といたしまして、エンブリー博士についての講演を計画したいと考えております。その協議のため昨年度と比較し増額計上をしております。111ページです。節12委託料、最後の行

になります。文化財運搬業務委託料は、神城文化の森様から譲渡予定の上村焼等の運搬費用でございます。収蔵先は生涯学習センターの文化財収蔵庫を予定しております。節18負担金補助及び交付金、最後の行です。文化財修理費補助金は、皆越地区の鬼子母神像の修理に対する補助金です。補助率は75%です。目4文化ホール運営費、節12委託料、設計委託料は、須恵文化ホール改修工事に伴う設計監理業務委託料です。令和3年度に改修工事を実施するため、昨年度まで計上しておりました施設清掃委託料、樹木管理委託料を削減しております。令和3年度の、また、これにより令和3年度の自主文化事業は計画中止しております。

112ページです。節14工事請負費は、須恵文化ホールの大ホール改修工事費です。その下の目5図書館費は、生涯学習センター内図書館の管理運営に関する経費を計上しております。113ページをお願いいたします。目6生涯学習センター事業費、生涯学習センターの維持管理に係る経費を計上しております。節10需用費5行目の電気料は、球磨川鉄道再生協議会等へ施設の一部を貸し付けたため、昨年度と比較し増額計上しております。節14工事請負費は、防犯等取りつけの工事費です。節17備品購入費は、防犯カメラの購入費となります。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですが、ここで休憩をいたしたいと思います。午後は13時30分からでございます。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 113ページでございます。目1保健体育、下の段でございます。目1保健体育総務費は、スポーツ推進に係る経費及び社会体育担当職員等の人件費等を計上しております。114ページをお願いいたします。2番目の枠です。目2体育施設費は、体育施設の維持管理経費を計上しております。115ページをお願いいたします。最後の行になります。節14工事請負費。工事請負費は、主に高山総合運動公園グラウンド改修工事費でございます。116ページをお願いいたします。2枠目です。目1給食センター運営費、給食センター運営費、学校給食センターの運営費を計上しております。令和3年度から公会計化しますので、これまで私費会計で支払ってまいりました給食食材費につきましては、節10需用費、賄い材料費と材料費として計上しております。小学校の1食単価236円14銭、中学校の1食単価277円99銭で計上しております。うち約9円が町が負担し、残りを保護者が負担することになります。節11役務費、小学校給食費口座手数料及び中学校給食費口座手数料は、全国の金融機関での口座振替を可能とするため、昨年度より増額計上するものでございます。116ページをお願いいたします。117ページでした。すみません、117ページをお願いいたします。節12委託料、4行目。調理配送等業務委託は、施設の維持管理業務を追加したい。昨年度まで給食センター運営費に計上しておりました給食、調理、配送業務等に係る消耗品費、燃料費、修繕料を委託料に計上しております。節14工事請負費は、小型ボイラーの更新工事になります。節17備品購入費は、給食配送車1台を更新購入する予定でございます。節22償還金利息及び割引料、給食費過誤納還付金は、休校や出席停止などにより給食費の返納金が発生した場合に備えて計上しております。以上で教育課分を説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 追加説明はありませんか。高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（木下 尚宏君） はい、歳出59ページをお願いいたします。目7社会福祉施設費、節12委託料の中で生活支援ハウス、生活支援ハウスにおられました方が退去されております。その管理委託料330万2千円を減額計上しているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それで質疑が足りないようであれば、一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。それでは、最初は税務課分について質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。1点お伺いいたします。固定資産税のですね滞納につきまして高額滞納が問題になっております。これは去年の決算から今回の予算策定をつくるまでの間にどれぐらい徴収されているのか、また今年度に向けて滞納繰越分に対する徴収にどのような対策を講じられていかれるおつもりなのかを伺いたしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい。固定資産税の高額滞納の対応についてということですが、決算見込みとしましては、今のところまだちょっと年度途中でありますので最終的にどれだけなるちゅうのはちょっと今回答えることはちょっとできないんですが、今後の対策としましてはですね、根気強く財産調査等を行いまして財産、差し押さえ財産等が発見できれば差し押えてそれを換価するということと個別に納税相談等を行いまして少しずつでも納付していただくように努力していくということで今後は努めていきたいというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） いろいろ固有名詞は出しませんが、そういういろいろ御相談申し上げたときに前向きな姿勢で今後徴収に応じるというふうなことだったって記憶してますけど、そういうことが形として数字としてあらわれているのかを伺いたいです。その結果として令和3年度に対してその徴収をどのように改良されていくのかということでお尋ねしているわけなんですけど、その辺もう一度お願いします。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい。個別案件ですのであまり具体的には話せませんが、大口小さい滞納関係なしに、それぞれ納められるようにですね私たちとしてもその滞納されてる方と接しながら少しでも減らしていくように努力をしているところです。先ほど言われた滞納の案件につきましても、前向きという表現がいいのかどうかわかりませんが、納めてもらうようにしていただいているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 要するに納めていただきましたでしょうかということですね。結果としていただくようにしていることはわかりますけど、過年度ずっと前のペースと幾らか違うように納めていただいているのかということで金額的に大方のことは大体それはつかんでおられると思うものですから、それについてはいかがですか。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい。個人の特定はちょっと今できませんので、ですけども、納めてもらっております。例年よりも多く納めてもらっておりますので、滞納額は少しずつ減っております。そういうことでございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 47ページになります。租税教育表彰者の商品代として1,000円ということで、これは税務課のほうでされることに関しまして町のほうで額縁をとということで御説明を受けましたが、これ教育のほうとも関係するのかなと思いますけど、やっぱり小学生のときに税について学んでおくというのが非常に大事になってきているかなあとと思いますので、またこれとは別にですね、こういうちゃんとした勉強についてのまたイベントあたりをですね、作文とか、作文とか習字はあるんですけど、実

はこの間広域小学校のアートプロジェクトっていうので、全国、全国じゃない熊本県で7,000点ぐらいの作品があった中で、何ですかね。言葉がですね税金は何に使われていますかみたいな、で募集されて、実はあさぎり町の小学生の子もその中に入選されているとかいうのもあって、何か結構意識が高いんだなっていうのを感じましたので、そういうイベント的なものもあさぎりでもたオリジナルをもってしていくのもいいなと思ってお金とまた別にですね、こういう報償費っていうのも今後検討いただけないかなと思おいて、お尋ねです。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい。先ほどこの予算に組んでおりますのは税務署が主催しております税を考える週間の習字とか、作文とか、各市町村の首長賞がありますので、あさぎり町長を今回1,000円ほど上げております。先ほど言われたように税についてを子供たちに知ってもらう意味ではそういった町独自の活動というのも有効ではないかというふうに考えます。ただ各税務署単位、税務署から指定校とかいろいろありますが指定校以外にも手を挙げてもらうと税の勉強会、税務課職員が出向いて行ってすることも毎年やっておりますので、それとあわせて考えていきたいと思おいます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。次に、町民課分について質疑を行います。質疑ありませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番です。町民課にお尋ねします。ページはですね67から68ページあたりで見て思ったんですが、直接的に金額に関することではありませんけれども、あさぎり町の指定ごみ袋ですね、ゴミ袋が2016年にデザインが変わって持ち手がついたんですけれども、種類がサイズが1つしかデザインが変わってないということで、住民の方からよく全部のパターンで持ち手をつけてもらえないかという要望がずっと聞いているんですけれども、その考えていうのはなかったでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。ごみ袋につきましては確かに数年前に区長会からですかね、から発端かなと思おいますけれども、取っ手をつけてくれということで今ごみ袋の大と可燃物ですね、可燃物の大と不燃物の大の袋については今取ってが確かについております。あと、どちらも可燃物、不燃物、どちらもですね中というサイズがございまして、そちらが今取っ手がついていないっていうふうな状況であります。取っ手をつけてもらえないか、そういったのを作成できないかっていうのは個別にも確かに問い合わせ等がっておりますが、この袋をですねまたサイズを中のサイズを取っ手をつけるということになりますと条例等の改正も必要になってきます。また、そこに費用負担も発生して新しい型をつくるとなるとそこにまた費用がかさんでいくということと、実際に中の袋で、中の袋なんですけれども、これは可燃物、不燃物にもかかわらずですけれども、やはり大よりも出ていく数が今のところ少ないのかなというところで、現在のところ取っ手つきの中の袋を作成するということは今のところは考えておりません。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。2016年にデザインが変わる時にも議会に入っただけでもそういうところで条例改正など時間がかかったことはよく覚えております。で、何故その中型のほうに持ち手をつけてくれという意見が多いかということ、やはりあの高齢者が増えてきてですね大きい袋ばかり持てないという方がやっぱり多いことだと思うんですよね。時間はかかるかもしれませんが、これからの時代を考えた時にですねそういう対応っていうのも必要ではないかと思うんですけれども、御検討願えないでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。高齢者の方のごみ出しについては社会福祉協議会からもですね意見が出

たということで伺っております。高齢世帯であって現状としますかこちらとしての希望というか、あくまでも希望っていう形でいきますと、やはり地域の方々とですね協力体制を持って出していただくっていうのも一つの手かなと。小組合とか、小地域組っていうかですね。それも必要なとは思いますが。ただやはりそういった要望がやはり多くなっていくとですね、やはりそういった高齢化の世帯の対応として検討していくべきことも必要なというふうには感じ、個人的には感じておるところであります。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。次に、生活福祉課分について。加賀山議員。失礼しました。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） こちらこそ失礼しました。すいません。1点です。20ページの個人番号カード交付事業についてです。厚労省のほうから3月からですね健康保険証との連動ということが出ております。まだ町でもらったこれにはそういうのはついておりませんけれど、あさぎりの令和3年度の取り組みがどうなっていくのかお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。マイナンバーカードのですね町の今後の取り組みというか考え方といいますけれども、ついてですが、マイナンバーカードにつきましては確かに今議員言われたとおり3月からですね、健康保険証とのひも付けが可能になって、順次病院の体制が整えば健康保険証として利用ができていく。そして履歴も残っていくということで国のほうからも説明がっております。町独自としてですけども、そのマイナンバーカードの普及についてということになりますとこれはやはり広報やホームページで申請の促しをしていくという形になろうかと思えます。あとひも付けについてはどうしても国の施策になっていきますので、そのついてはですね町のほうで独自のっていうのはなかなか厳しいのかなというふうには感じておるところです。ちなみになんですけども、去年のですね昨年というか今年度のマイナンバーカードのですね現時点での発行枚数については2,785件になっております。18.2%として昨年度末が1,700、確か1700幾つかだったと思うんですけども、約900件ぐらいですね増えております。こうした、これにつきましてはマイナンバーのマイナポイントとかですね、あと去年の特別給付金等の影響もあるかと思えますけれども、そういった感じで周知、申請については、マイナンバーカードの申請についてはだいぶ多くなってきているということで感じてはおります。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。マイナポイントが3月まで延長されたってということで、あとスマートフォンからもできるということで申請のほうが上がってるなっていうのは感じております。あわせて今町民課窓口のところでも窓口対応っていうのをさせていただいておりますが、先日から受付カードのほうが発行になっております。実はそのマイナンバーカードのことそれからコロナワクチンのことということで非常に窓口が煩雑になってきておりましたが、受付カードのほうを発行していただいて席のほうも指定して待つていただくということで非常にスムーズになってきたっていうのは町民の方の声がありましたので一応お伝えしておきます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 答弁はよかですか。町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい、ありがとうございます。マイナンバーカードのですね受け取りについては予約をさせていただいて、なるべく直接こられたということがないようにですね、そこでバッティングしないような形をとらせていただいております。そういったことで今後も周知を行っていきたいと思いますので、はい、よろしく願いいたします。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 町民課分について他にございませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 今のマイナンバーカードについての関連ですけども、当初の何といいますかね、初日にお話したように後期高齢者もですねマイナンバーカードの推進にかなりのお金を投資して

今度やるわけでありますけれども、やはり町民課だけでなくしてやっぱり連携していかないとなかなか普及しないんじゃないのかなと思いますね。ただ通知すればそれをカードをつくるということにはなかなか結びつかないんじゃないかというふうには私は思ってます。特に高齢者の皆さん方というのは、役場まで来て住民課の窓口で、あるいは支所等に来て、なかなかそこまで行くことが簡単ではない人たちがかなりおられるわけですね、高齢者の皆さん。そういった方々に対してのは、どのようにこの普及のためにはやろうとしておられるのかということをお伺いしたい。連携しないとできないことでもありますんで、お尋ねしたいんですが、特によく見かけるのが、八代であったり熊本であったりいろんなところのショッピングセンターへ行きますと職員がそういうイベントといいますかね。マイナンバーカードの取得のためのコーナーまでつくってやってるところをよく見かけますけれども、町もやはり本当に本腰入れてやるんだったら、ただ通知すれば普及できるものではないというふうには私は思いますが、そういった方法ということはどうにお考えでしょうか、お尋ねしたい。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい、通知というのは今今回また再度送られている送られてきている通知のことかと思っておりますけれども、これにつきましてははまだ申請をされていない方に対しての通知が今順次送られているところでございます。で、申請につきましては、役場の本庁舎だけでなく各所でもできます。あと確かに高齢者の方でスマートフォンとかをなかなかいじれないという方になりますと、自分で機器を使っただけの申請というのは厳しいかと思っております。そうした場合にはやはり支所でもできるということをお伝えはしていくということで考えておりますが、受け取りについてはですねどうしても端末が町には1台しかございません。これは町民課の中に1台だけあるということになるものですから、どうしても受け取りについては本人様が役場まで来ていただいて受け取りをしていただければならないというのが今の現状でございます。これにつきましてはなかなかまだ厳しいものがあるというふうには考えておりますが、申請につきましてはですね今言われたとおり、昨年ではですねなかなかイベントがすべて中止となってしまいましたが、今後もしそういった町のイベント等がですね行えるようになっていけば出張での申請っていうのも一つの方法かとは考えております。こういった御意見につきましては大変ありがたいと思っておりますので今後につきましてはそういったことで対応させていただきたいと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにございませぬか。次に、生活福祉課分について質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 2点について伺いたいと思っております。54ページのデマンドの補助金の件ですね。これにはですね免許返上の方々に対しても利用があるんだろうと思うんですけど、地域間ですねその利用の偏在があるのかどうかということですね。その辺についての原因あたりの分析はされての3年度の予算なのか。それからかねてからの懸案ではございます公立多良木病院への乗り入れに関してはどのようなになっているのか。これがデマンドに対する質問でございまして、61ページですね障害児通所支援費についても伺いたいと思っております。この施設ですね利用者数がかなり増えてきているということで支援費も大きくなっておりますけど、これに対しての今の事業者数、あさぎり町における利用者数、事業者数と利用者の障害児の数、数ですね。そして町内と町外の数、それからここを利用するに当たっての利用規程、例えば申請するときに必要な障害者手帳か療育手帳とかいろいろなそういう何かそういう規定があるのか。それについて伺いたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） 最初のデマンド交通の補助金の件につきましてということで地域間の利用登録等の開き等につきましてはですね、統計上岡原地区が、多いのは上地区が多いということですが、少ない

のはですね岡原地区につきましては登録につきましてもあとまた利用のほうもですね岡原地区につきましては少ないというふうに感じております。原因としましてはなかなか一つは経済圏がですね多良木であったり、そういうものを考えるということと、実際まだ現役でですね働かれておられる方も多いのかなというふうには感じております。

◎議長（徳永 正道君） あと一つ。生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい、公立病院への乗り入れの件でございますが、現在のところ企画財政課とですね生活福祉課と一応合同で多良木町役場のほうにですねお尋ね、訪問、協議しには行っております。その後あさぎり町の地域公共交通会議を今後計画しますけども、その中で多良木の御意見等もお聞きして、そこを確認しながら地域公共交通会議でまた乗り入れについて検討していくというふうな流れでなっております。生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい、2点目のですね障害児通所給付費の推移ということで、これにつきましては、令和、平成26年度から年々増えてきておるといことですが、令和元年度までは増えております。ただ令和2年度につきましては見込みではございますが、1億400万程度になるという見込みということで、これは令和2年度がですねコロナ禍であったということで、利用者の方がちょっと少なくなっておるといことでございます。それから、事業所の開設の状況につきましては、あさぎり町内には6事業所ございます。一応その利用につきましても年々増えておるといことでございますが、事業所につきましては今後質の事業所ですね、そういうものを確認する必要等もあるかというふうには感じておるといことでございます。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） 利用者数でございますが、令和元年度は95人でございました。令和2年度は96人ということになっております。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。障害児通所支援事業につきましては、発達支援、また医療型児童発達支援、放課後デイサービス、いろんなサービスがございますが、児童発達支援等につきましては、手帳の有無は問わないということに、療育が必要な未就学児、そういう方が利用できるというふうになっております。放課後デイサービスにつきましても手帳の有無は問わないが、療育が必要な就学障害児というふうになっております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 始めのデマンドのことなんですけど、協議に、多良木役場のほうに出向かれるということなんですけど、この公共交通会議である程度産交バスあたりとの協議が必要というふうに前々から言ってたようなんですけど、その辺のところはどうなってるんですか。公立多良木病院の前で乗車数の調査のなんか役場から出て行かれて調査されておりましたけど、そういう結果を踏まえての協議を多良木町役場とする必要があるのですかね。ということが一つとそれから障害児通所支援費に関しましては、申請する時の書類の中に障害者手帳とか療育手帳とかいろいろ何項目ある中でその他というところに対して非常に何か必要とするものというふうにいる感じであんまり大した要件が課せられていない部分があるんですけど、その辺のところ非常に不明瞭なところがあって、利用者ですね本当にあの線引きというのは非常に難しいのかなというふうに考えるんですけど、それについては担当課はいかがお考えでしょうか。数も96人ぐらいに1億超えるぐらいの支援費を町から出てますけど、その辺のところはその要件については、そんなに甘いもんなんですかね。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、デマンド交通についてはですね私のほうからちょっと御説明します。10月に人吉球磨の公共交通の会議がありまして、そこで私のほうからお願いをして、そのあと九州陸運局のほうから局長さんという肩書だと思うんですけどあさぎり役場においていただいて、陸運局としてはもう承認すると。承認するというかその話を進めてもいいということで。ただ手順として多良木町に乗り入れるわけですから、多良木町の公共交通のほうに乗り入れていかという承諾をとらなければならないということで今その手続をしてるわけです。多良木の町のほうには今課長から話あったように今お願いしてますので、議会終了後か新年度になってから多良木町の公共交通会議が開かれて、そこで仮に公立多良木病院にはいいけども例えばその近くの隣接するお店のほうも行かしていただくようなお願いをしているわけですけども、そこ辺がどうなるのか、そこら辺がちょっとわからないところですね。わからないということですから。そこで結論が出ましたならば、もう1回人吉球磨の公共交通会議の中で多良木町さんのほうからもこのような承認をいただきましたので御承認をお願いしますということで。産交バスさんのほうも大体異論がないような感じですのでそこで決まっていくと思います。手続でちょっと時間がかかってますけども、そう長くない時期には結論が出るんじゃないかと思ってます。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。障害児通所支援事業費の件につきましてですが手帳の有無は問わないということで療育が必要な未就学児等の線引きということでございますが、これにつきまして非常にこう線を引くことはなかなかこう難しいと言いますかそういうところでありまして。療育を必要とする場合ということになりますので、現状では手帳の有無はないということですので非常に線引きまでは難しいということでこの事業につきましては実施をしておるといところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） デマンドバスに関してはですね多良木、公立多良木病院とまた他の隣接の商業施設にも行かれるようにということですが、大方のあさぎり町の住民の方はですね病院をということが第1だったようなので、交渉としてその難しいんであればその病院だけでもいいのかなとは私個人は思うんですけど、とにかく病院に早く接続できるようなことで御努力願いたいと思います。それから障害児通所支援費に関しましてはですね、なかなかそういう利用規程が明確でないのであれば、どれだけ増えるかもわからないと言いますかね、やっぱ極端に今増えてるようじゃないんですけど、なんか療育は必要である場合には医師の診断書とかいろいろなものがあるようなことを書いてあるのを見たんですけど、そういうのはなくてももう必要と、お互い利用者と事業者でその辺のところはそういうふうには保護者と言いますか必要だということだけで入れるんであれば非常に問題がある制度だと思いますけど、どうですかね。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） このサービスの利用につきましてはですね、利用される方につきましては役場のほうに申請をしていただくということになっております。その中でいろんなサービスの支給量についてですね月何日程度というものがございますが、これにつきまして昨年の令和2年の1月7日にですね関係町村で標準の支給量にばらつきが見受けられるということでその点を関係町村で話し合いまして、標準の支給量について定めておるところでございます。児童発達支援につきましては、標準では月の5日ということですから。それから療育、療育型児童発達支援につきましては月の月に10日ということ。ただやむを得ない理由等がある場合はですね、それぞれ相談内容に応じて支給量を決定するというところで関係町村で話をして事業に取り組んでおるところでございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに生活福祉課分について、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 10番です。61ページの中にですね病後児保育の負担金が先ほど公

立病院についてということで今まで継続していただいております。今年、来年からですねまた病児病後児補助金として今度は一元化するというようなことをごさいましたけども、その経緯について御説明をお願いしたいんですけど。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。病児病後児保育につきましては、公立多良木病院のほうでですね、4カ町村合同で開設されておるといことでその負担金につきましては4カ町村で支払いを進めております。もう一つのほうの病児保育事業につきましては、昨年からですねあさぎり町内のこども園のほうから申請がありまして、これにつきましては病後5ということで病後の保育、をしたいということで申請が上がっております。利用定員は5人ということですが、利用料金は月に1,000円をいただくようなということで計画が上がっております。配置の人員につきましては看護師と保育士2人おいてそういう病後児の事業を行いたいということでこれ令和2年度からですねこういう事業が上がってきておるとごさいます。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにございせんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、今の皆越議員の御質問に続けてですが、確かにそういう事業あって公立病院、病院でですね医療機関で、そういった委託事業で管内4町村で共同でやっている。こういった形でまた新たに別の事業所がそれに類似した事業をされたときに、手を挙げてこられたときに、そういったものすべて取り組んでいかれるのか。今の事業ではですね不足する部分があって今回そういうことを事業所が手を挙げてこられたときにそれを認めていかれるのか。あるいはそういった事業所が手を挙げてこられた場合に補助事業であります、それを極端な話町として認めないという選択肢があるのかどうかですね。そういった部分は新しく取り組まれること自体が一概にいい悪いは別としましてですね、今いろんな施策が増えております。先ほどの障害児通所支援事業もしかりですが、国がいろんな制度をつくって補助事業して拡大して拡充してきている。そのこと自体は結構なんですけれども、それにすべてよく言えば積極的に取り組む。ちょっと表現悪いですけどもそれやみくもにやると今度は財政的な負担の問題が伴ってくる。そういった視点からですね今回のこの病後児保育事業に取り組まれたその辺の判断のですね基準がそれが必要だと判断されたのだと思いますが、要するに公立病院の事業とどこが違ってですね今回新たにそういった財政負担が伴う事業に何ていうかなゴーの判断をされたか、その辺の経緯をちょっとお尋ねをしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。この病後児保育事業につきましては、こども園のほうで実施されておりますけれども、確かに4カ町村で多良木公立病院のほうでほっと館ということで病後病後児事業がなされておりますが、今回の病後児保育につきましては町内で初めての申請だったということと、場所的にも当然町内でございまして利用も見込めるのではないかとということで、町内で初めてのこういう事業であったということで取り組んだ経緯ということをごさいます。それから今後ですねこういう事業をしたいと他の所が申請された場合ですが、今は当然お一つでありますので、そこにつきましては協議の段階でですね状況等を含めましてその施設が妥当なのか、そういうものについては当然協議をしていくものというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。基本ですねこういった福祉政策、この面で言うと子育て支援ですので、後ろ向きでいくべき業務ではないというのは私も認識をしております。それで先ほどの話の繰り返しになりますが、既にやってる事業とかなり重複する部分でですね新たにニーズ、供給量が足りない今の事業のままだとそのサービスを受けられないそういった何ていうかなキャパ的にあるいは地域的な問題含めてですねそういう状況にあると今回のこのケースがですねそういう状況なのかなという疑問が私はあるもんですからちょ

っと今こういうことを申し上げております。その付近はそれなりの何か基準、考え方の基準をしていかないと、とにかく国が新しく出してきてそれにすべて乗っかっていくとですね、先ほどの小見田議員の御質問のあった障害児の通所支援事業、あれも先ほど課長おっしゃいましたが、あさぎり町はかなりその付近が最初はやその町村と比べてゆるかった。ゆるかったという表現はあれですけど、そのこと自体がいい悪いは別として財政的に非常に負担がかかってですねこの部分が物すごく大きくなってきたというような経緯も私は一応そういう状況にあると思います。今後のこの病児保育もですねケタはちょっと違いますが、何かそういうイメージがちょっと私持っておりますが、繰り返しですが、もう1回確認ですが、今の公立病院の事業では利用できないようなそういう不足が現実的にあるのかどうかをちょっと確認をさせていただきます。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい、ほっと館ですね、公立多良木病院のほっと館の利用者につきましては4カ町村管内で昨年までは470、昨年の令和元年度は475人の利用があつたということでその中であさぎり町につきましては183人の利用もあつておりました。ただ令和2年につきましてはコロナの中で利用者は減っておる状況であります。そういう状況こういう利用者があるということであればですね、町外4カ町村、多良木共同でやっているところでございますが、町内に一つあればですね、ちょっと利用のほうも見込めるのではないかとということで今回この病後児保育事業につきましては令和2年度の途中からですね実施をしておるところでございます。病後児のほうの実績につきましてはことしはですね、このコロナ禍の中での利用ということで、余り利用の実績は伸びてないようでございますけれども、今後町内にこういう事業所があるということにつきましてももうちょっとこうアピールしていただきましてですね事業のほうには取り組んでいきたいというふうに考えます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。次に、高齢福祉課分について質疑を行います。質疑ありませんか。高齢福祉課分について質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 56ページにですね、老人クラブの補助金がありますよね。19万3,000円昨年よりも減であったというような課長の説明でございました。これは、単なる老人会員の減少でこの減になったんですか。その理由を御説明お願いしたいんですけど。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（木下 尚宏君） はい。昨年度よりも19万3,000円の減額の計上になっております。この件につきましては、老人会議の繰越金の関係が1点ございました。で、補助金審議会の中で審議をされておまして、その中で19万3,000円の減の220万円を補助金審議会の中で回答が出ておまして、その額を計上させていただいたところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） いつだったですかね老人会長から要望書は出ていたと私記憶しているもんですから、その辺のところの検討はなされたのかなという懸念がありますので、お願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（木下 尚宏君） はい。老人クラブ補助金の補助金につきましてはですね、要望書が出た昨年度でしたかですね出ております。で、ここの老人クラブ補助金とは別にですねこの56ページの1番下にありますシルバーヘルパー活動助成金。というのが27万6,000円を計上しております。で、シルバーヘルパー活動についてですね、もっとこの制度を活用して老人の方、高齢者の方、老人クラブに入っているいただいている方の活動を積極的に行っていただきたいということで、これを昨年度から新設された補助金でございます。ですので、老人クラブ補助金についての直接の増額はあつておりませんが、こちらのほうで活

動を活発にさせていただきたいということで計上させていただいたところでございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。次に、健康推進課分について質疑を行います。質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 2番岩本です。71ページのですね目8、スマートウェルネス指定事業費の12番の委託料の中で、健康教室の件に関して話があったんですけど、1期、この2期生を募集することなんですけど1期生のときの100名なんですけど、募集人員がどのくらいあったのか。それから2期目の100人を募集するときに、1期生の100人がまた同じように申し込んでいいのかっていうのをまずお聞きいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。まず1期生の募集のときは、医療機関からの紹介等もいただきまして、おおむね130人ほど募集があつて、応募があつております。その中から100名というようなことで、その中で選ぶというか、100人参加いただくようにしたんですけど、まだその医療機関から紹介された方でもですねやっぱり申し込みしたけれどやっぱり辞退したいというようなことも方もいらっしやいまして、最終的に98人で参加いただくことになりました。参加者98人で2期生としての応募っていうようなことですが、2期生の応募についてはですね、1期の方とはまた別の方をですね応募していただきたいと思っております。医療機関からもまた別の人を応募していただいて、1期生の方はまた今今度ヘルシーランドのほうですることにしておりますけれども、そちらのほうに自主トレーニングというような形でおいでいただいてトレーニングしていただくことは全く構いませんので、そういうことで2期目の人はまた別の人を募集したいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 今課長が言われたとおりで、1期目の人は募集しない。これが週1回だったと思うんですよね、毎週1回ですね。当然健康プログラムをある程度つくってやってるって継続することが大事だと思うんですよね。その継続する中で、今度デイサービスの今度ヘルシーのほうのデイサービスのあそこに、1期目の2期目にならない人がエアロバイク等を置いてそういう健康づくりをするということなんですけど、この保健センターですかね、その隣ですね。こっちも活用してですね、私は運動関係のそういう器具をそろえてですよ、継続してある程度そういうプログラムをつくってやっていかないとあとは勝手にやっってくださいっていうことじゃなかなかこれがじゃスマートウェルネスシティーの事業の意味合いがなくなってしまうと思うんですよね。勝手にやっってくださいじゃ。やっぱ継続してずっとこう面倒見ていくということが先々の医療費の削減につながる、そういうものにも健康にもつながるということですので、できればそういう保健センターの今利用を検討されているのであればですね、そっちのほうにもこう器具をちゃんと揃えてそういう毎日でもこれでプログラムできる、プログラムつくってそれに沿ってやれるようなですねやっぱそういうものをつくらなければ、ほんとにこう目に見えてそういう結果があらわれてくると思えますけど、その辺はどう考えどうでしょう。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。将来的にはそういう形でですね保健センターのほうも利用いただいて、トレーニングの機器等もですねいろいろ導入してですねより多くの方に参加していただきたいと思っておりますけれども、まず3年度の計画を立てるときに、まだコロナの新型コロナの影響が大分あるんじゃないかというようなことで、なかなか密な状態ですることが難しいというようなこともございまして、一応100人ということでまた計画をしております。その後将来的にはですね、どんどん1期生2期生3期生ということで増えていって参加者も教室の参加者も増やしていってということでそういうことになってくると思

ね将来的にはいろいろなトレーニング機器等も導入しながらそこで汗を流していただいて温泉にも入っていただくというような形でですねそういう形にしていきたいなどは考えております。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 参加されたから、された方からこれ聞いたもんですから、ぜひほんとは続けてやりたいということを結構聞くもんで、そんなにいいことであればぜひそのやってほしいんだけどやっぱり同じ人が何人もっていう、またっていうわけにいかないもんですから、またあそこのヘルシーのここはおふろも隣にあるもんで、そういうところで汗流してお風呂にっていうこともできるもんですから、あそこを中心にしてそういった健康の場をつくれれば、ほんとにこれはいいことじゃないかなと私は思ったもんですから、町長の考えを聞いてから。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今岩本議員が言われる方向で担当のほうは動いてると思います。今ちょうど健康推進課はコロナのワクチン接種のこともあってですね、なかなか動きがちょっと鈍くなってるところは事実ですが、でも確実にあそこをまずヘルシーランドの社協がデイサービスに使ってた場所で、継続して自分たちでそれぞれもうどういう運動すればいいかっていうメニューはもう知っておられるわけですから、その運動ができるように。そしてどうしても膝と腰が悪いという人のために、足踏み式のバイクも設置したわけですね。あれも皆さんの万歩計を持ってられてそれとリンクしますとつながりますので、全部データとして入るわけです。定期的にそのデータを集めて、そしてどれぐらいの運動をしているかということもちゃんと個人データで残るようになってますので、継続していきたいと思います。今後どういうふうに展開していくかはですね、またあのいろいろやりながら、またタニタとも話し合いながら進めていきたいと思ってます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに、他にありませんか。最後に教育課分について質疑を行います。質疑ありませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番です。教育課に3点お尋ねします。まずですね歳入で24ページで、英検チャレンジ事業の補助金というのが11万5,000円と計上されておまして、歳出の107ページを見ますと英検補助は46万ということで補助をされております。町のほうではこの補助をされるということで、非常に生徒たちがですね意欲を持って英検にチャレンジし出したと思うんですけども、この金額というのは、これまでの受験者とかそういうものをもとに計上されたものであるのかということが1点。そしてもう1点は、117ページの給食費過誤納還付金、148万6,000円と計上されておりますが、この計上の根拠、件数といいますか、例年どおりの過誤納付金の還付金で挙げられているのかということ。それが2点です。3点目は、113ページのスポーツ推進委員の報酬として94万2,000円と計上されております。スポーツ推進委員さんの具体的な活動や事業というのはどのようなものになっているのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 私のほうから始めの英検について少し話をさせてください。まず、IBMにつきましては、全生徒受けさせております。これ県の補助として大体の自分のレベルを知るという機会です。それと正式な英検につきましては、大体30%、生徒の30%が受験しておまして、そしてそれぞれ頑張っ取り組んでおりますが、大体合格率が81%というような状況で取り組んでおります。これにつきましては今後ともやはり英語教育の向上という図る上では、英検へのチャレンジというのは非常に大事なことのひとつとっておりますので、今後ともこれを推奨していきたいというふうに思っております。詳しくは、また指導主事から説明がありますのでよろしくお願ひします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） まず1点目の英検チャレンジの歳入と歳出の差額ということでございますが、歳入につきましては中学3年生だけが県補助の対象となっております。歳出につきましては、町のほうが全学年を補助対象としているためその差額となっている状況でございます。また歳出につきましては、令和2年度の状況を勘案して算出しているところでございます。2点目の給食費の還付金でございますけども、これまでの実績を基づいて推計で出しております。3点目のスポーツ推進員の報酬についてでございますが、ちょっとお待ちください。すいません。失礼いたしました。スポーツ推進員の会議が7回、1回当たりの費用弁償を1,100円としているところでございます。また、行事等につきましては回数等が全部で8回、また県外研修が2日九州研修大会が1日ということで組んでございます。スポーツ推進員の費用弁償対象者は30名ということで算定をしているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。英検に関しては全学年にということですね、ますます生徒達の意欲を高めることになればよいなというふうに思いますのでよろしく願います。あと給食費の還付金につきましても例年どおりの実績でということでしたが、一度のですね中学生の給食費は270円ぐらい、小学生も220円ぐらいになるんでしょうか。そうしたときにかなりの数の還付になるなというふうに思うんですが、その辺はもうどのようになっているんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 還付が多い学年といたしましては中学3年生、卒業が早まりますものですからその関係上還付金額が多くなっているような状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。わかりました。スポーツ推進員さんの件についてはですね詳しく御説明いただきましてありがとうございます。多良木中学校がですね今度支援学校のほうとかと併設するとかいろいろ動きがあるようなんですけれども、そういうことで子供たちの部活動とかですね、スポーツに対する何ていうんでしょうか考え方とかやり方というのは変わっていくような気がするんですけれども、あさぎり町では子供たちの部活動のことについては今後何かお考えはありますか。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） まず始めに訂正させていただきますと、英検で私はIBMというふうに言ったと思いますが、IBAの誤りですので訂正しておきます。子供たちのスポーツ活動等についてでございますが、小学校は社会体育移行ということでうちの場合はもう完全に移行して頑張っているんですが、やっぱり今回のコロナ禍ということで若干やっぱり子供たちの参加が減っておりますので、近日中に社会体育移行検討委員会がございますのでその中でまた今後のスポーツ参加への移行というか定着ということでまた審議をしてもらう予定でございますので、そういうものを図りながらまた考えていきたいというふうに思っております。また子供たちのスポーツ参加についてはですね、今のところは熊本県としてはもう現状維持で取り組んでいくというようなところでございますが、これはもう将来どのような方向になるかというのはちょっと今のところわかりませんが、やっぱり教育委員会としては県の方針に沿って取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい、6番、小出です。107ページの中学校費、節の12の委託料、芝管理料の100万9,000円についてですが、あさぎり中学校グラウンド整備をしてから現在今何年経過しているのかまずお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） すいません。芝管理、整備年度ということにつきましてちょっと今把握してございませんのでまた後ほどお答えさせていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） グランドの整備の計画のときにですねその芝の低いところに目土を入れて5年ぐらい管理をすればそのあとは費用がかからないというような説明だったわけですが、100万円の費用ですね、現在どのような管理内容なのかお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 管理につきましてはまず芝の芝刈りですね。それと目土及び肥料等の投入になります。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） 品種は確か野芝だったと思うんですが、芝の病気等にも強くですねこういった管理、業者依頼じゃなくて学校管理の作業員の方とか、あるいはシルバーさんとかそういった方で今後管理できないのかその点お尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

○議員（6番 小出 高明君） 今現在も通常の芝刈といえますか定期的に用務員の方に草の雑草刈りとか、そういうものはやっていただいておりますけれども、ただ専門的なですね管理ということには至っておりませんものですから、肥料等の投入につき投入及び目土につきましては業者のほうに委託しているということでございます。今後やはり要望としましては芝の管理をですねもっと徹底してほしいという学校側からの要望もございますけれども、ただ学校敷地が非常に広いということで1名の用務員の方ではですねなかなか手が回らないということで一つはやはり芝管理というものを外部発注一部外部注発注しておるというようなことでございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 中学校の特別支援教育支援員これが今年両方ともですね小学校・中学校増員になっておりますが、途中から支援学級に行く子供たちがなのか新しく中学校1年生になれば現の6年生ですけれどもね。また新しく今度は新入生が入ってきますけれども、そういったことでの増員になっていくのか、その内容をちょっとお知らせいただきたいのもう1点は、続けて35人学級が年度計画で実施されるわけでありますが、その対応というのが今できているのか。そのことも合わせて2点お伺いします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） まず特別支援学級支援員の配置についてでございますけれども、これにつきましては特別支援学級に配置するものではなく、普通学級におります発達障害の児童生徒の学習や生活支援をするために配置する人員でございます。また、35人学級の件でございますけれども、上小学校がですねやはり新入生入れますと38人の予定でございましたけれども、その内4名が特別、37名ですね。すみません。37名が新入生として入学する予定でございます。しかしながらそのうち4名が特別支援学級のほうに転入することになりましたものですから、引き続き本来であれば全員普通学級であれば2クラスのところでしたが、1クラスということでその学級数が増えるというようなことは今回ないというような状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 今後はその30人、35人学級で今後ですよ。年々もう今2年生、今度は今の3年生、それがもうずっと今度は35人になっていくわけですがけれども、そのあたりはもう当然把握されてると思うんですけれども、対応というのは特別に手を入れなくても教室は問題ないと対応できるんだということでしょうか。それとあわせて特別学級の支援員ではないという話でしかしながら頭の中がこんが

らがつてゐるんですけども、学級支援、特別学級支援を、教室をつくりますよね。で、そこの支援員ではなくて別の今の説明を聞くと別の支援員だというような受けとめたんですけど、もう少しわかりやすく説明できませんか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） まず35人対応については今後問題なく進められるというふうに推計しております。2点目の特別支援教育支援員が特別支援員、教育学級に配置しないと理由でございますけれども、この考え方にいたしましては、通常学級に在籍する発達障害のある児童生徒というのが文科省の推計では約6%存在しているということで発表しております。それに基づきますと、やはり上小学校では1人当たり学習支援教育支援員が指導、支援する児童数が上小学校4.2人、免小が免田小学校が6.14人、岡原小学校が3.6人、須恵小学校が1.77人、深田小学校が2.52人となります。そのような観点からとまた管内小学校の特別支援教育支援員の1人当たり支援する生徒数は4.37人ということでございますので、今回2名増員した分につきましては、免田小学校に2人配置したいということで考えております。そのことによりまして免田小学校では1人当たりの特別支援員、特別支援教育支援員が支援する1人の1人当たりの児童数が6.14人から3.7人になるということで今回対応するものでございます。また、あさぎり中学校につきましても、今2人の支援員が配置されておりますが、その推計からよりますとあさ中では1人で6.5人を支援しているようなところでございますが、4人配置することで3.25人ということでこの考え方につきましても、管内中学校の1人当たりの支援員の支援する生徒数が4.87人ということで、これを下回るということで今回のような計画をさせていただいたところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） それでその部分の人件費っていうのはこれは町が全額みなきゃいかんということになってるわけでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） その分につきましては全額町費負担となっております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 増額分だけですか。ほかの全体全員の部分は国が何らかの交付税措置、あるいは補助金、いろんな形で面倒見てくれるわけですかね。ここの財源の内訳には一切そういうのが出てこないんで、説明いただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 財源でございますが、1校に1人につきましては交付税で置いて算定されますけれども、それ以上につきましては町費持ち出しとなります。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございせんか。ほかにありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 102ページ、教育振興費でございますが、基本的なことをお尋ねいたします。今年度、令和2年度でギガスクール、タブレット等のですね整備をさせていただいたわけでございますが、その分を含めてこの102ページの節の13ですか使用料及び賃借料、ざっと見ますとここで1,600万ほど昨年度比較で増えております。当然そういった端末機も増えましたいろいろな部分が出てきたんだろうと思いますが、教育振興費の中でかなりウエートあるいは教育費全体でもです物すごく大きいんですね。予算額で5,000万。それはそれでそれを有効活用していただくために、すみません、わかりませんのもう単純なことをお尋ねします。学校ですすね先生方そういった機器のすすね使用をうまくその学校これまでずっとやってこられたICT化も含めて、ハードというか端末の整備を含めてかなりの予算を今まで投入してきております。そしてこの使用料もこれからずっと毎年伴っていくわけでございますが、それに見合う

ちょっと教育を数字でお金で換算すると難しいというのはわかりませんが、費用対効果に対応するような実際の利活用ですね。特に今度新しくそういったタブレット等を配布をするという形の中で先生がたの何て言うんですかね、学習技術ですかね、指導技術ですかね、そういったものの研修あるいはそういった部分についての対応はどのようになってるかちょっと教えていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 私のほうからまず始めに本町の取り組みを簡単に説明いたします。このタブレットが児童生徒1人に配布ということで非常に私も教育効果が高まるというふうに思っておりますが、先ほど議員がおっしゃったようにやはり指導者がきちんと使うということがまず前提となるということで、本町ではICT部会を立ち上げまして、現在岡原中、岡原小学校を中心に今研修を行っております。それをもとにして各小・中学校で持ち帰ってまた各学校で研修を実施するというようなことで児童生徒よりも早く教職員には配布いたしまして、そして実際使ってもらっているというところです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小園教育課指導主事。

●教育課指導主事（小園 貴寛君） 失礼します。教育委員会小園です。お世話になります。ICTにつきましては、今議員のほうからありましたように先生方のスキル、どう使っていくかと子供たちと一緒に学習でどう使うかというところが非常に重要なところでございます。今教育長が申し上げましたとおり、ICT部会を立ち上げまして、そこを中心に今取り組んでおります。先日会議で岡原小学校のほうに参りました。そのときに授業を見させていただきましたが、子供たちはタブレットを使ってですね音楽の授業にタブレットの中にキーボードを出してそのキーボードでですね練習をするもちろん鍵盤等の大きさは違いますけども、そういうふうに簡単に使うことができる。また、学習が少しこう早めに終わった子供たちは、問題をですね出してそれで練習をする。そういった姿が見られました。徐々に徐々になんですけども、子供たちも使い方に慣れ、そして先生方も使い方に慣れております。来年度から町全体でですね未来の創造プロジェクトというICT関係のですね取り組みを始めますので、それをもとに全体での研修等を通してさらにこう町全体の先生がたのスキルを上げていきたいというふうな取り組みを行う予定でございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい具体的にそういった対応もやっていただくということで今後御期待をしたいと思っております。今国のデジタル化ということでこういった部分については子供の教育の中でですね、もう必須条件であろうというふうには認識をしております。ただそれだけではなくて、ある意味学校教育、教育でございますが、私が教育のこととやかく言うものでもないんですが、やっぱりそこに何ていうかな、そういうデジタル化だけでない部分といった部分をですね、もう念頭にやっとなら教育やっただけでいいと思います。一つだけ申し上げますと、今実は私学校の外部コーチ、部活の外部コーチに行くんですよ。そういったところの中でですね全体でのあいさつ等はよくしていただくんですが、個別個別のあいさつというのはなかなか一人一人は私と面と向かってなかなかしないですね。私というのは外部の人間ですね。ですから、ちょっとここをあえてそれ言ったのはですねそういったなかなか昔ながらのアナログ的な部分も含めてですね、そういった部分も今の学校のなかなか難しいところあるのかもしれないがやっとなら教育やっただけでいい、一つの、切り口であるんですけども、こういったデジタル化のだけで何か物事が回っていくわけでもないわけですから、そういった視点もぜひ学校の中で教育の中で取り入れていただきたいなと。これは私が言うまでもない話ですので、ついで話として聞いていただければ結構なんですけども、そういうことでデジタル化、ICTに関しましてはぜひご期待をしたいと思っております。答弁がありましたら、よろしくお願ひします。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、まずICT教育を使ってやっとなら学力の向上というのは本当に今後あさぎ

り町としても真剣に取り組んでいかなければいけないということの一つとして、ただ使って終わりではなくて、そのICT機器を使って確実に学力を上げるということを研究していくことが大事かなというふうに思っております。それから、先ほど議員がおっしゃったようにデジタル化だけではなくてやっぱり心の教育というのはそのデジタル教育を進めていくではまずその根底にきちんとした心の教育がないと、私は学校教育の最終的な目標がやっぱり難しくなるのではないかというふうに思っております。やっぱり人格の形成というようなことをきちんとやっぱり教職員1人一人が自覚しながら、すべての教育活動等でいろんな活動を通して子供たちの教育にかかわりながら、最終的な人格の形成というのも目標にしながらいきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

◎議長(徳永 正道君) ほかにございませんか。各課について質疑いただきましたけれども、全課にわたっての質疑があればここで受けたいと思います。質疑ありませんか。難波議員。

○議員(3番 難波 文美さん) すいません、3番です。生活福祉課にちょっとお尋ねしたいことがあったんですが、57ページです。障害者福祉のところなんですけれども、節12の委託料についてですね全額で1,665万円と計上があるんですけれども、ここにある地域生活支援事業、地域活動支援センター、巡回相談支援事業と三つの事業がここに 있습니다。この中でですね地域活動支援センターというのは、このあさぎり町内だけのセンターを意味しているのかということ。そして巡回相談支援というこの支援事業の中では、専門家の方が行われているのかということをお尋ねします。

◎議長(徳永 正道君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(山内 悟君) 地域活動支援センターにつきましては、町内の事業所ということで、あすなりという事業所がございます。そこに事業を委託するというところで計画をしておるところでございます。それから、巡回相談支援の委託料を計上しております。4カ町村で順番に巡回するというところでございますが、巡回される方につきましてはですね、社会福祉士などが各こども園とか保育園、それから小学校等を訪問していただくということになっております。

◎議長(徳永 正道君) 難波議員。県ですねホームページには地域活動支援センターと見ますと、町内にはニチイというところと社協の2カ所しかなかったもので、そのあすなりというところですね前聞いたことあるんですけれども、二つでやっていいのかなということではちょっとお尋ねをしました。この活動支援センターは租の1型2型3型というふうに形がありますけれども、そのどの形にあすなりが当てはまるのかですね、その辺も教えていただきたいんですが。

◎議長(徳永 正道君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(山内 悟君) はい。どの型というんことではございますがちょっと資料的に準備できておりませんで、また改めて報告させていただきたいと思っております。

◎議長(徳永 正道君) 難波議員。

○議員(3番 難波 文美さん) すみません、最後です。はい、わかりました。これ何でお尋ねしたかといいますと、この障害福祉というのが非常にこう増大をしているという事実もあり、そして活動支援をするセンターとかですねそういうところがきちんと精神保健福祉士とかですね専門職の方がいなくてやっているパターンということもよく見受けられるということで、ぜひ町としてはきちんとした形のセンターの活用をしていただきたいということをお尋ねをしておりますので、また後日よろしくお願ひします。

◎議長(徳永 正道君) ほかにありませんか。小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) 11番小見田です。総括でお伺いしようかなと私はちょっと今日は担当課の方が来られるのでございますけどページ66ページですねこの病院事業負担金の件で伺いたしたいと思います。公立多良木病院にですねこちらからは繰り入れしますし、病院側から繰り出しますし病院は繰入に

なってます。とくあるの病院のほうの議会で出てくる話にですね、総務省基準の繰入額を満額いただかないというふうにいつも病院側のほうはおっしゃってます。で、ここら辺につきましては町のほうと話し合いをして共有するようになっておまして、今度の場合においてもこの金額を確定されるに当たってはその話し合いがあつてるものと思うんですけど、そこら辺は両方に主張に齟齬があつてるように我々感じるわけなんですけど、その協議についてはどのような協議がなされて負担金を予算に上げられたのか、その経緯を御存じの方がおられれば教えていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。病院事業負担金につきまして今年から地方交付税措置の変更があつたというようなことで不採算地区の中核病院に対する交付があるというようなことで、追加でやっております。県にですね総務省のほうの繰り出し基準というものがございますけれども、それに基づいて算出した金額と交付税措置されるのが町が払った分の8割しか入ってこないというようなことがございまして、そこら辺で構成4町村のですね意見がそれぞれいるというような状況にあります。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。私も2年たつて少しずつわかつてきたんですが、大体多良木町に普通交付税で入ってくるのが1億9,000万くらいだと聞いてます。で、病院側は基準内に入っていないから全額をくださいというのは4億近くの金額になると思うんですけど、でも会長である多良木町長は交付税措置できたものはすべて出してるということでそのような意見の交換になってます。あと特別交付税できてる部分がありまして、それは4町村にきてますのでその分は送り出しております。それと令和2年度から、ちょっと正式な名称はちょっと記憶にないんですけど、僻地病院の関係で8,000万円ほどまた特別交付金で入りましたので、それも全額出してる。ちょっと企画財政課が担当で担当会議も出てますので、企画財政課長はその辺のところ詳しく把握をしてるんですが、私の聞ける範囲っっちゃうか私の知ってる範囲内ではそういうところですよ。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） これ総括的に聞いたほうが確かに企画財政課も交えたほうがわかりやすいのかなと思ったんですけど、要は熊本県下の公立公的病院の基準財政、総務省基準のですね繰入額のところを見た時に、公立多良木病院というのは非常に低い率の繰り入れしか来ていないのはもう判明してますんで、それについて担当課とやはりうまい具合話していかないと、やはり病院内部の職員さんとかドクターあたりもですね、やはりどうしてもモチベーションがですね下がっていくのではなからうかというふうな心配もするもんですからこういうコロナ禍においてですね、ですからそれについて私はただ企画財政だと思いましたが総括と思ったんですけどそれについてわかりましたのでこれから総括でちょっとそれと交えて伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） 先ほどの難波議員からの御質問でございます地域活動支援センターの型の話でございますが、3型ということでございます。3型といいますのは、地域の障害者団体等が運営する事業所ということになっております。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。溝口議員。

○委員（溝口 峰男君） 町長に利用料金制度でデマンドとそれから今ヘルシーも指定管理をやってますですよ。これにはメリットもあればデメリットもあるんですけど、私は受けた業者からするとですよ利用料金制度ですから利用してもらえば自分たちが収入が多くなるんで利益も当然出てくるはずですよ、実際。その業者を決めるにはやはりプロポーザルでしっかりとした提案を見て選定されてるんだろうと思います。

ところがじゃ提案された内容が現実それされているのかどうかっていうのはやっぱり点検する必要があるんじゃないかって思うんです。でないとそのなんて言いますかね、利用する住民の皆さん方からするとやはり不満が出てくるわけですね、町からすると。提案内容がすばらしかったから指定したわけですがけれども、それがそれだけ言ってないんだったら、サービスがそれだけ提供されてないっていう話です。ですから、そういうことについてはしっかりと私は点検をして指示をするなり改善をさせるなり、あるいは時にはもう極端からするともう3年契約かもわからんですけれどももう2年でやめてくださいぐらいやはりそういう話をやっぱりしとかないと、私は町民は本当に私は不満がいっぱい募ってくるんじゃないかなと思います。一つは、これはもうヘルシーの問題はもうるお聞きでしょうからその辺はしっかりとやっば業者さんには指導をしていただきたい。そしてまたデマンドの問題についても、やっぱり利用者からするとですね、いろんな不満があります。受ける側からすると、もう町からもお金をもらってるわけですからそれだけにかかる経費というのは、当然赤字になるわけではないんです。多くの人たちが利用すればそれだけプラスになる。それがやっぱりロコミで利用する人たちが広がってですよ利用しようかっていうふうになっていけば、業者さんは潤うわけですがけれども、利用する人たちからしてですよ、中には大きな荷物は持ち込ませないとか、タクシーだったらちょっと足が悪かったら加勢して乗せてあげる人たちもおられるわけですね。デマンドは全くしないとかっていう話を聞きますが、私はそれは違うんじゃないのかなと思うんです。受ける側からすると、収入はそれだけしっかりと町からもらってるわけですよ。利用する人たちは200円かもわかりませんが、200円じゃないと思うんですよ。実際。もう少しやっぱりその辺の指導というのは、私はしてほしいな。でないといくらデマンドデマンドといっても、住民の皆さん方がそういう不安を持つと広がっていきますんで、あー逆によかったばいってデマンドはよかばいって言われるようなやっぱり業者といいますかね。そういう関係の人たちであってほしいという思いがありますんで、しっかりとその辺は指導なりしていただきたいというのが1点あります。それと教育委員会に12月の議会で私は教育長に人事異動はもう大変大きなことですよという話をしましたが、もうほとんどもう決まって内示も出てると思うんですが、新しい年度に対してどのような取り組みをされようとしているのかということを基本的に私は聞きたいですね。これは特に各学校の教科によっては全国平均の学力以下の部分があります。この辺を今年どのように平均以上に持っていこうというふうに意気込みをお持ちなのか。そこをお伺いしたい。

○議員（14番 徳永 正道君） 質問の途中ですが、ちょっと相当時間もたっておりますのでここで10分間休憩をしたいと思います。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時20分

○議員（14番 徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。ヘルシーランドにつきましては、指定管理が残りあと1年ということでまた更新の年になってきますので、まず最初のプロポーザルの中でどういう契約がなされてどういうふうな運営がされた。そういうものをしっかりチェックしながら、また次の指定管理を決めるときの公募型プロポーザルの参考にしていきたいと考えてます。ただ私も毎月毎月チェックは上がってきますので、決裁が上がってきますので、それで確認しながらわからないところは担当者を呼んで確認はしているところです。それと利用者の人たちからもですねいろいろ話を聞きながらやってるところでもう少し積極的に取り組んでほしいなというのは私も実感としてありますので、そういうところですね、やっていきたいと思います。ただやはり私1番いつも考えているのは、食堂がやっぱり奥にあるというのが非常に不利ですね、普通どこのこ

ういう温泉センターに行っても食堂は手前にあるんですよね。ということはお風呂に入らなくても食堂が利用できる。そういうふうな建築上の不利もあるんですが、でもそれを言うてもしょうがありませんので、そういうところをですねどういうふうに克服していくか。そういうこともしっかりと検討していきたいと思えます。それからデマンド交通ですが、確かに議員言われるように、高齢者の人が大きい荷物を持ったらちよっとドライバーさんがお手伝いってやればいいんじゃないかというのも心情的にもそう思うんですが、最初あれがタクシーではなくてい乗り合いということで、乗り合いであれば荷物は自分で抱えて乗る。またほかの人が乗るために、大きい荷物を持っての乗車はほかの人が乗れないってということも想定できますので、そういうふうな取り決めになっているということです。ですが、確かに高齢者の人がですね荷物を持って運転手さんがいるのに手伝いもできないというのもまた不条理な話ですので、その辺のところもですねまたどういう取り決めがなされているかも含めてよく検討してみたいと思えます。

○議員（14番 徳永 正道君） 教育長。教育長にお願いですが、ただいまの質問に対してはですね、人事に絡む質問だったろうと思えますので答えられる範囲内で答弁いただければと思えます。教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、では失礼します。次年度の学校教育の方針ということで質問がございましたが、これにつきましては2月の校長会でも話をしたところです。次年度は徹底した学力の向上を図っていきましようということで事業の工夫改善を図りながら、やはり教師としてのプロ意識をもっと向上させていきましようというような話をしておりますので、来年度はさらに徹底した学力向上ということで取り組んでいくということの方針の一つというふうにしております。以上です。

○議員（14番 徳永 正道君） ほかに。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議員（14番 徳永 正道君） それでは日程第2、議案第。教育課長。教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 先ほど小出議員から中学校の芝管理整備時期についてお尋ねがございました。それにつきましては、平成26年度に中学校のグラウンドの整備をいたしまして、翌年27年度から芝の整備を毎年少しずつ実施しております。令和元年度に完了予定ということで当時御説明申し上げておりましたけれども、実際芝の管理をいたす段階におきまして芝面積が約5,500平米ほどあるということがございます。また、あさぎり中学校全体の敷地面積が広いということで、庁務士等による管理だけでは芝管理が完全にできないということでそれ以降につきましても芝生の管理業務をお願いしているところでございます。業務内容につきましては、芝生除草、追肥、除草剤散布、目土散布、の項目でお願いしているところでございます。当然管理業務委託をいたしておりますが、その合間でも庁務手による草刈りも行っているところでございます。以上でございます。

日程第2 議案第87号

○議員（14番 徳永 正道君） 日程第2、議案第87号、令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。吉田健康推進課課長補佐。

●健康推進課長補佐（吉田 西子さん） はい。2ページをご覧ください。令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算。第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。第2条地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金への借り入れの最高額は2億円と定める。説明に入ります前に、あさぎり町国民健康保険についての現状を簡単に御説明します。令和元年度の被保険者数は4,056人で、前年度平成30年度と比較して98人の減です。年々減少しております。減少率を平成26年から令和元年度までをみますと17.72%が減少しておりました。年齢層としましては、65歳から74歳までが46%を占めております。給付費については、令和元年度の保険給付費の総額は14億3,500万円余りで、前年度よりマイナス3.52%減少していま

す。1人当たりの保険給付費は35万3,000円となっており、前年度よりマイナス1.18%減少しております。

○議員（14番 徳永 正道君） 池上税務課課長補佐。

●税務課長補佐（池上 聖吾君） はい。それでは、税務課所管分について御説明申し上げます。9ページをお願いいたします。歳入からですが、目1一般被保険者国民健康保険税、節1から節3までの現年課税分は、それぞれの調定見込み額の見込み額95%を計上しております。被保険者数の減により税額は減額の見込みです。節4から節6までの滞納繰越分は、それぞれの滞納見込み額の15%を計上しております。目2退職被保険者等国民健康保険税ですが、制度が終了し新規滞納者がいないため滞納繰越分のみ計上しております。節1から節3まででそれぞれの滞納見込み額の15%を計上しております。次のページをお願いいたします。最上段枠の目1督促手数料は、過去3カ年の収入実績により計上しております。次に15ページをお願いいたします。歳出の説明になります。1番下の枠、目1賦課徴収費ですが、納付書、督促状、封筒などの印刷代です。次に21ページをお願いいたします。1番下の枠目1一般被保険者保険税還付金と目2退職被保険者等保険税還付金は、主に社保加入や所得更正による還付金でございます。その下の目3一般被保険者還付加算金と目4退職被保険者等還付加算金は、還付金が発生した場合の加算金となります。以上で税務課所管分についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議員（14番 徳永 正道君） 吉田健康推進課課長補佐。

●健康推進課長補佐（吉田 西子さん） はい、健康推進課からの所管からの説明をさせていただきます。9ページをご覧ください。下段になります。目1一般被保険者一部負担金、その下の目2退職者被保険者等一部負担金、これは医療機関へ一部負担の支払いを猶予された被保険者が町で一部負担金を納入するために設けた科目となります。現年と同じ額を上げております。次のページをご覧ください。3枠目になります。目の2段目になります社会保障税番号制度システム整備費補助金です。これはマイナンバーを活用して個人を識別するためにシステムを改修しました。国からの全額補助です。でした。元年度から2年度までの補助で3年度はございませんので廃目となります。最下段をご覧ください。目1保険給付費等交付金です。県の算定により市町村が支払いました被保険者の医療給付に対して県が交付するものです。減額となっておりますのは、交付対象となる保険給付費の給付見込みの減に伴う保険給付費等交付金普通交付金の減によるものです。次のページをご覧ください。1番上の枠になります。節2保険給付費等交付金特別交付金、説明の欄をご覧ください。最上段の保険者努力支援分になります。これは特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の向上それから糖尿病性腎症重症化予防の取り組みなどに応じまして交付されるものです。次の段の特別調整交付金分です。これは国から交付されるものです。次の3段目の県繰入金ですが、これは保険給付に対する県の交付金です。最下段の特定健診と負担金は、検診にかかる費用の国が3分の1、県が3分の1、合計3分の2の補助金を受けるものです。これも県からの算定によって上げたものです。次に三枠目目1の利子及び配当金は、会計課算定の基金運用収入見込みを上げたものです。次に1番下団の枠です。目1一般会計繰り入れ基金一般会計からの法定内の繰り入れです。節1保険料軽減分につきましては、前年度の低所得者への軽減実績をもとに算定しております。節2保険者支援分につきましても、軽減世帯に対する被保険者数に応じて算定しております。節3出産育児一時金等繰入金、につきましては、42万円の14人分の3分の2を繰り入れるように計算しております。次のページをご覧ください。最上段の枠になります。節4財政安定化支援事業繰入金、保険料の減額分のことですけど、前年度の実績をもとに算定してしたものを計上しております。節5その他一般会計繰入金ですが、これはレセプト点検員の報酬費や共同電算業務委託料等です。次に2目の枠に2段目の枠をご覧ください。目1財政調整基金繰入金ですが、これは保健所の保険税負担の軽減を図るために基金から繰り入れる予定にしております。次に3段の枠目1繰越金ですが、7,376万

4,000円となっております。次に13ページをご覧ください。2段目の枠になります。目1特定健康診査受託料、これにつきましては後期高齢者にかかります健康費用を後期高齢者医療広域連合から受けておりますのでそちらの見込み額を計上しております。3段目3枠目目1被保険者第三者納付金は、交通事故等による医療費を国保で立て替えた分を受け入れるもので、前年と同じ額を計上しております。以上歳入合計20億9,575万6,000円となっております。続きまして歳出の説明をさせていただきます。15ページをご覧ください。上の枠の目1一般管理費です。主な支出としましては、節1報酬レセプト点検員2名の人件費、節3、節4も同じです。それから節10需用費これは保険証の印刷等です。節11役務費のほうは、郵送料及び電算、共同電算委託の手数料となっております。それから節12委託料、節12の委託料ですが、説明の欄の1番下段にシステム改修委託料と書いております。これは、市町村事務処理標準システム導入のための改修及びデータ移行の費用になります。節18負担金補助及び交付金の説明の欄の1番上、共同電算負担金は先ほど言いました市町村事務処理標準システム導入をします共同利用しますクラウド構築負担金で国保連合会へ支払うものでございます。目2連合会負担金につきましては、被保険者割で581万1,000円。すいません。581万円とそれから保険者平等割で30万で計上しております。次の16ページをお願いします。最上段は、目1運営協議会費となっております。こちらは国保運営委員6名の運営協議会の報酬費が主な支出となっております。2枠目の目1失礼しました。目1一般被保険者給付費、一般被保険者療養給付費、こちらはいわゆる医療費それから補装具、はり、きゅう、あんまに係る経費となっております。こちらの額も過去3年分の支給実績により算出し計上いたしました。減少をしておりますのは先ほど冒頭で申しました被保険者証の減少によることも考えられると思っております。最下段の目1一般被保険者高額医療費につきましても、過去3年間の支給実績により算出した次のページ、17ページをご覧ください。こちらのほうも目2退職者被保険者等高額療養費の目3、目4とこちらのほうも過去3カ年の実績により算出したものです。1番下段の枠をご覧ください。目1出産育児金、目2審査手数料で14名分を計上しております。次の18ページをご覧ください。2枠目の目1傷病手当金は、コロナ関係に関するものです。特別調整交付金として10分の10が補てんされる分です。その下の下段の目1、失礼しました。3段目の下段の目1の一般被保険者療養費分は、県の算定に基づきまして納付する金額が決められておりますので、その金額を計上しております。最下段の最下段の目1一般被保険者後期高齢者支援金分、のほうも県の算定に基づき納付する金額を計上しております。次のページをご覧ください。2枠目の2枠目になります。こちらの目1介護納付金のほうも県の算定により金額を計上しております。3枠目目1市町村事務処理標準システムにつきましても、県の算定により計上しており、県からそして国保連へ支払うことになっております。次の20ページをご覧ください。最上段の枠ですが、目1保健衛生給付費です。こちらの主な支出としましては、年4回の健やか国保の全世帯への配布、疾病分類の処理と年2回の医療費通知、それからジェネリック差額通知を3回行っており、被保険者の健康増進と医療へのかかわりについて普及啓発を行っております。2枠目の目1特定健康診査等事業費の主な支出は、特定健診の保健指導の看護師の人件費、それから特定健診や特定保健指導の委託料被保険者に対する教材、血糖値の検査の消耗品を計上しております。節13の使用料及び賃借料の説明欄の2番目タブレット端末リース料をご覧ください。こちらのほうは特定保健指導用のタブレット2台を引き続き利用し、動画を保健指導対象者の方に動画を見ていただくなどよりわかりやすい説明ができるようにしております。次の21ページをご覧ください。最上段の目調整基金積立金です。基金の利子分をそのまま積み立てるようになっております。以上で説明を終わります。歳出予算20億9,575万0,70万5,000、失礼しました。20億9,575万6,000円となっております。次のページをご覧ください。23ページです。給与明細、給与費明細1特別職。これは国保運営委員6名分の給与費でございます。次のページをご覧ください。2一般職で会計年度任用職員3名分でございます。内訳はレセプト点検員

さん2名とそれから特定保健指導の保健指導員の看護師1名分でございます。以上で、国民健康保険特別会計の予算の説明を終わります。

○議員（14番 徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） お尋ねします。12ページですね。繰入金でございますが、基金繰入金、財調繰入金のなんて言いますかね、2,500万の基金繰り入れとなっておりますが、考え方というか、内部的に何かルール化されているものがあるのかどうかですね。それともう1点、これは現在の残高とそれから2,500万というふうに定められた考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議員（14番 徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。基金の繰入金ですけれども、これは平成30年に国保が県単位化になりました折に、その当時基金残高が5億円超えておりましたので、その際に県のほうも県単位化に伴って基金を設けるというようなことになっております。そういうことで医療費が不足する分に不足、医療費が高騰しまして支出が困難になった場合は、県の基金から繰り入れを行うことができるというようなことになりました。そういうことで、基金の保有残高がですね、どの程度持っておればいいのかというようなことだったんですけどもその当時保険給付費の3カ月分ぐらいですね。おおむね3億円ぐらい持っておれば大丈夫なんじゃないかというようなことで、そういうことで取り崩しを行って、保険税の軽減に充てようというようなことで考えまして、取り崩しを行うことにしております。そういうことで今現在の残高については、4億7,000万ぐらい、残高につきまして後ほど報告しますが、おおむね3億円程度になるぐらいまでは取り崩しを行っていいのではないかというふうに今のところ考えているところでございます。元年度末での基金残高につきましては、4億7,700万3,000円というようなことになっております。以上でございます。

○議員（14番 徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、ありがとうございます。国保についてはですね一般会計からの繰り入れは法定の中できちんと法定をオーバーするなど俗に法定外繰り入れというのはあさぎり町の場合なされていないと思いますので、今御報告ありまして幸いに国保の独自の財調が4億7,000万ほどある。これは結果的に、結果としてですね、保険税の過去の保険税のと医療費の差額が結果的に残っているというようなものだというふうに私は認識しておりますが、ということで今ありましたように今3億というような一つの目安をお持ちのようでございますが、そこまではやみくもにですね、下げてこれを投入して税を下げるといっても本当じゃないというのは重々承知しておりますが、その4億7,000万と3億とのその付近のどう考えるかですね。こういった部分が国保の会計の運営の中でですね一つの何ていうかな、要件になるんじゃないかというふうに思っております。基金がない財調基金がない特別会計をお持ちの自治体では、これもよし悪しは別として、場合によっては一般会計からの繰り入れ、俗に法定外繰り入れなんてことをやられるところもあって、これ恐らく国の指導が厳しいものがあるのかなっちゅう気がしますが、現在の県のほうが保険者になられてるという形もあってですね、その付近の運用が以前と違ってるとは思いますが、要するに財調、あさぎり町町の独自の国保財調ですね。どれだけ持って、残しておくか。その付近が保険者が町でなくなっている状態の中でですね、ちょっと考えるところがある必要じゃないかなというふうな認識を持っておりますので、今後の課題としてですね御検討いただければというふうに思っております。

○議員（14番 徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。財政運営については県のほうが中心的な役割を担うということになっておりますけれども、共同運営というようなことになっております。そういうことで今後ですね、

基金の取り扱いにつきましても検討していかなければならないというふうには考えております。以上です。

○議員（14番 徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 1点お伺いしたいと思います。国民健康保険税についてですけど、かねがねあさぎり町は非常に県でも、非常に高いほうだというふうになっておりましたけど、今度の予算で出てきます保険税は、近隣町村と比較の場合どれぐらいにランキングされるのか、県下ではどれぐらいになったりするのか、それを教えていただきたいと思います。

○議員（14番 徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい、最近の熊日新聞にも確かあさぎり町が1番か2番ぐらいのところで載っていたと思います。まずあさぎり町が高いと言われるのは単純に保険税総額を被保険者数で割った平均数を出したものでございます。あさぎり町が高いのは高額所得者、農家が多いと思うんですが、方が多いがゆえにおのずと平均すると高くなるということで、あさぎり町が高いという話になっております。実際同じ所得、同じ家族構成で前人吉球磨管内の仮の計算をしたことはあるんですが、それでやった場合、人吉球磨管内では真ん中より下になりました。それで決して高いほうじゃないというふうに考えております。

○議員（14番 徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） この前、ずっと言われてたんですが高額所得者が多いと。農家がおっしゃいます。農家がおっしゃるならば農業所得を分析しなければいけないんですけど、県北とあさぎり町の農家の場合ですね、多分所得を調べていただくと県北が随分高いと思うんですね。だからそこ辺のところで税金が高いと言われるとちょっと納得できないと前から思ってたんですけど、そこ辺のところにさっきもおっしゃるように一般会計繰り入れられるのか、いろんなこともあるんでしょうけど、そういうところの分析をされてですね、やはりあの余りにも重税感が高いがあるようなことじゃいけないんじゃないかと思うものですから、住みやすいまちというようなですね、それについてはちょっといろいろ分析していただいでですねこの管内では中より下とおっしゃいましたけど、そこ辺のところと県で1番というところの差ですね、その計算のやり方によって高い安いとなるんでしょうけど、実質的に払う納税者にとっては高いというふうなイメージだと思いますんで、それに対してのお答えをまた総括で伺いたいと思いますので、取りまとめをよろしく願います。

○議員（14番 徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい。ただいま申し上げましたとおりあさぎり町は高額所得者が多いということで平均的にした場合上がるというお話したんですが、その他にも要因がございまして、医療費であったり例えば特定健診とか特別交付金の計算上よそよりも低くと、低い割合になって特別交付税交付金が少なくなったりとか、いろいろ要因はあると思いますのでその付近をですねちゃんと分析して後でまた報告できるようであればですね報告、今回の議会ではちょっと無理かもしれませんがもしたいと思います。私の考え方ではもう1番最初言いましたようにまず1番の要因は、所得額があるのかなというふうに考えているところです。はい。

○議員（14番 徳永 正道君） ほかにございせんか。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい、11ページです。県の支出金で、保険金、保険給付費等交付金、特別交付金とかという項目がございしますが、その中の保険者努力支援分っていうのに関しましては、これは私は町の保健師さんをはじめ担当部署の方の努力がこの数字につながっているものだと常々思っております。昨年は1,151万ということで今回はちょっと下がっておりますが、コロナ禍それから豪雨災害等ありました中でも細かいですねサポートをいただいでますので、またこの数字が県からの支援金としてですね上がっていくようにという思いがございします。先ほど説明の中でどういうことをされているかっていうの

はありましたが、ぜひこれは本当職員の方の努力によっていただいたお金だと思っておりますので、こういう形でまた成果が出るように頑張っていたらいいと思いますのでちょっと取り上げました。

○議員（14番 徳永 正道君） 答弁。健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、ありがとうございます。はい。この保険者努力支援につきましては、職員のほうもかなり頑張っているだけポイントを積み上げるように努力を行っております。内容につきましてもかなり複雑化してきておりますけれども、それにできるだけ点数をとるように頑張っているところがございます。この1,000万につきましても、被保険者1人当たりになると県でもかなり上位のほうにきている数値であります。そういうことでまた今後ともこれを励みにしてですね頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議員（14番 徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

日程第3 議案第88号

○議員（14番 徳永 正道君） 日程第3、議案第88号、令和3年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。吉田健康推進課課長補佐。

●健康推進課長補佐（吉田 西子さん） 2ページをご覧ください。令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算、第1条第2項、歳入歳出予算、款項の区分及び当該区分の該当、当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。また説明に入ります前に、後期高齢者医療の概要について簡単に説明をいたします。被保険者数は令和元年度は3,038人で、前年度より24人減少しております。保険給付費につきましては、27億7,960万6,000円余りで、1人当たりの医療費は91万4,946円となっております。前年度平成30年度よりは総額で739万4,000円余り減少しておりますが、1人当たりの医療費は6,000円余り増となっております。それでは予算の説明に入ります。7ページをご覧ください。歳入でございますが、最上段の目1後期高齢者医療保険料は、熊本県後期高齢者医療広域連合から示されました保険料負担を特別徴収と普通徴収の比率において案分した額を計上しております。節3の滞納繰越分の普通徴収保険料でございますが、過去3カ年の滞納分の2割分を計上しております。3段目の枠、3枠目をごらんください。目1一般会計繰入金です。節1事務費繰入金は、保険証の発行に伴う経費等の事務費でございます。節2保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険安定基盤のための保険料軽減分の補てんです。節3歯科口腔検診健康診査繰入金は、高齢者の口腔歯科検診の自己負担分400円の受診者見込みを192人として計上しております。次の8ページをご覧ください。最上段の枠になります。目2受託事業収入でございます。こちらは後期高齢者医療広域連合より、歯科口腔検診の受託を受けておりまして192人分を計上しております。歳入合計2億2,080万5,000円です。以上で歳入の説明を終わります。次に、歳出の説明をいたします。次のページ、9ページをご覧ください。最上段の枠、目1管理費です。主な支出としましては、需用費、失礼しました。節10需用費、納付書や窓あき封筒の印刷代です。節11役務費は郵送料になります。2段目の枠の目1後期高齢者広域連合納付金です。こちらは被保険者が主収納しました、納入しました保険料が安定基盤、基盤安定負担金として町が4分の1を負担したものを一般会計から繰り入れて広域連合に納付するものです。3段目をご覧ください。目1健康診査等事業費、こちらは受診見込み129人分を上げております。192人分を上げております。最下段の枠ですが、目1保険還付金、次の目2還付加算金につきましては、歳入の雑入で受け入れました分を被保険者に還付するものでございます。次の10ページをご覧ください。予備費を100万計上しております。歳出合計2億2,080万5,000円となっております。以上で説明を終わります。

○議員（14番 徳永 正道君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

日程第4 議案第89号

○議員(14番 徳永 正道君) 日程第4、議案第89号、令和3年度あさぎり町介護保険特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。養田高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐(養田 輝幸君) はい。令和3年度あさぎり町介護保険特別会計予算につきまして説明をいたします。2ページをお願いいたします。歳入・歳出予算第1条第2項から読み上げさせていただきます。歳出歳入歳出予算、第1条第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。一時借入金。第2条地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入借入金。失礼しました。一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。歳出予算の流用。第3条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の9ページをお願いいたします。まず令和3年度は、あさぎり町が介護保険制度の保険者として定める第8期あさぎり町介護保険事業計画の初年度に当たるものであります。それでは、歳入から説明をさせていただきます。1枠目の目1節1の現年度分特別徴収保険料につきましては、年金から天引きされる方の保険料となります。特徴分としまして4,967人。計5,354人の方を対象としまして予算計上をしております。節2の現年度普通徴収保険料は、特別徴収ができない方の保険料となっております。節3の滞納繰越分普通徴収滞納繰越分普通徴収保険料は、普通徴収における滞納繰越分であり、令和3年度見込み調定額の40%を計上しております。2枠目の目1督促手数料は現年度分480件、過年度分400件の手数料を見込んでおります。3枠目の款3からは、国庫支出金となりますが、目1介護給付費負担金につきましては、介護保険事業標準給付費、合計額のうち国の負担、国の負担分で施設分15%、その他分20%を受け入れるものでございます。4枠目の目1調整交付金は、介護保険事業標準給付、給付費合計額に対し8.25%が交付されるものです。目2、節1の介護予防日常生活総合事業交付金は、総合事業、一般予防事業の事業費に対し、25%が交付されるものです。10ページをお願いいたします。1枠目、上段の節2包括的支援事業任意事業交付金は、地域包括支援センターの運営事業及び任意事業社会保障充実事業の合計額に対し、38.5%が交付されるものです。目3の介護保険事業補助金は介護保険制度改正に伴うシステム改修補助金で、事業費の2分の1が補助されます。目4の介護、失礼しました。目4の保険者機能強化推進交付金及び目5の保険者努力支援交付金は、第1次第1号被保険者数に対し、交付見込み額の参考値や得点を掛けた額が交付されることとなっております。2枠目の目1介護給付費交付金は、標準給付費見込み額に対しまして、第2号被保険者負担率27%を掛けた金額が交付されるものです。目2の地域支援事業支援交付金は、総合事業、一般予防事業の事業費に対し、27%が交付されるものです。3枠目からは県支出金となりますが、目1介護給付費負担金は、標準給付費見込み額に対し、施設分に17.5%、その他分に12.5%を掛けた金額を受け入れるものです。11ページをお願いいたします。1枠目の節1介護予防日常生活総合事業交付金は、総合事業、一般予防事業の事業費に対し、12.5%が交付されるものです。節2の包括的支援事業任意事業交付金は、地域包括支援センターの運営事業、運営事業費及び任意事業並びに社会保障充実分事業費の合計額に対し、19.25%が交付されるものです。2枠目の目1利子及び配当金は、介護介護保険給付費準備基金利子を受け入れるものとなっております。3枠目の目1、介護給付費繰入金は標準給付費見込み額12.5%、目2のその他一般会計繰入金は、保険者が納めるべき事務費目3節1の介護予防日常生活支援総合事業繰入金は、総合事業、一般予防事業の事業費に対し12.5%、節2の包括的支援事業、任意事業繰入金は、包括支援センターの運営事業費及び任意事業費並びに社会保障充実分事業費の合計

額に対し、19.25%の金額を町の負担分として一般会計から繰り入れるものです。目4の低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減措置として軽減された保険料に対し、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担し、一般会計から繰り入れるものとなります。12ページをお願いいたします。1枠目繰入金、3枠目、4枠目の諸収入につきましては、費目存知となっております。2枠目の繰越金につきましては、前年度からの繰越金となります。13ページをお願いいたします。目1介護予防サービス計画費収入は、地域包括支援センターが行う要支援者のケアプラン作成に係る費用を国保連合会から受け入れるものがあります。14ページをお願いいたします。歳出について説明させていただきます。1枠目の目1、一般管理費につきましては、介護保険事業に係る事務費である。事務費でありまして、地域包括支援センター運営協議会に要する経費、保険料徴収に係る経費、システム管理委託に関する経費及び特別徴収に係る負担金となっております。2枠目の介護認定審査会等費は、15ページ1枠にもまたがりませんが、要介護認定業務にかかる経費として要介護認定の訪問調査を行う会計年度任用職員3名の人件費、主治医意見書作成に伴う手数料や球磨郡介護認定審査事業特別会計の負担金が主なものとなります。15ページ2枠目をお願いいたします。目1計画策定委員会費につきましては、令和3年度から第8期介護保険事業計画によって事業を進めてまいります。計画の評価会議開催費用1回分を計上しております。3枠目の目1介護サービス等給付費は、要介護認定被保険者が介護施設等においてサービスを利用したり、福祉用具購入や住宅改修をされた場合に支払われる給付費となっております。4枠目の目1介護予防サービス等給付費は、要支援認定被保険者が介護予防サービスを利用したり、福祉用具購入や住宅改修をされた場合に支払われる給付費となっております。16ページをお願いいたします。1枠目の目1審査支払い手数料は、国保連合会に委託している審査支払い業務に対して手数料を支払うものであります。2枠目の目1高額介護、高額介護サービス等費は、月に利用した介護サービス費は、所得区分に応じた月限度額を上回った場合に支給されるものでございます。3枠目、目1高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険を利用して自己負担額が年間限度額を超えた場合に支給されるものであります。4枠目の目1特定入所者介護サービス等費は、要介護要支援認定被保険者で、低所得者が負担する施設費において所得に応じて軽減を図るものでございます。5枠目の目1第1号被保険者還付加算金は、第1号被保険者の死亡、転居等により発生する還付金となります。17ページをお願いいたします。1枠目の目2償還金は、国、県等への過年度分の償還金でございますが、令和2年度の精算額が確定しておりませんので費目存置となっております。2枠目の目1基金積立金は、準備基金積立金の利息分を基金へ積み増すものでございます。3枠目の目1介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防のための訪問通所サービス事業や配食サービス事業、ケアマネ、ケアマネジメンの委託料及び負担金となります。18ページをお願いいたします。1枠目の目2一般介護予防事業費は、介護予防サポーター養成講座や脳いきいきサポーター養成講座、脳いきいき教室等に係る事業費として委託料が主なものとなります。この事業に、事業にて使用しますプロジェクター、スクリーンスピーカーマイクを今回備品購入費として31万円計上しております。2枠目の目1地域包括支援センター管理費は、19ページ1枠目にもまたがりませんが、主に職員3名の人件費と介護予防支援の委託料及び使用しますシステムと機器の委託料と使用料となります。19ページをお願いいたします。2枠目、目2の包括的支援事業費は、地域の高齢者の方々の実態把握や、関係機関、地域の連携体制づくりを行うための費用として会計年度任用職員1名の人件費が主なものとなります。3枠目の目3任意事業費は、介護相談員への謝金、町長申し立てによる後見人申請の費用、低所得者の高齢者のグループホーム利用に対する家賃等助成や要介護4または5と判定された在宅高齢者で、非課税世帯への介護用品支給の費用が主なものとなります。4枠目の目4社会保障充実分事業費は、20ページ1枠目にもまたがりませんが、介護、医療が必要な在宅高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、多職種の連携や地域づくりをサポートする体制を整備するための費用で、会計年度任用職員1名の人件

費、生活支援コーディネーターの委託料が主なものです。令和3年度から交付金の対象条件により保健師1名の人件費を社会保障充実分事業費に組み直しております。20ページをお願いいたします。2枠目の目1利子につきましては、介護財政安定化基金から一時借入金をした場合の利子を計上しております。21ページをお願いいたします。1枠目、目1予備費は100万円を計上しております。以上、令和3年度あさぎり町介護保険特別会計予算は、歳入歳出総額をそれぞれ19億8,620万7,000円とし、前年度より9,164万6,000円の減の当初予算になります。22ページから28ページにつきましては人件費の明細となっております。29ページをお願いいたします。介護保険特別会計における債務負担行為となりますが、10件すべて令和2年度中に準備行為を行い、令和3年度を事業期間として4月1日から業務を開始するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議員（14番 徳永 正道君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 1点だけお伺いします。介護保険今回特別徴収それから普通徴収の数を先ほどお伺いしましたが、去年は特別徴収が5,273人、普通が273人、今回普通徴収の方はかなり増えておりますが、その下の督促手数料あたりは一緒です。かなり今度は普通徴収で担当の方は大変になるのではないかなと思いますがそのあたりについてちょっとどういう手だてを考えていらっしゃるのか。お伺いします。

○議員（14番 徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい。確かに普通徴収の方は増えておりまして手数料が昨年度と、ほぼ1万円の減っているふうにはなっておりますけれども、本来現年度分につきましては非常に徴収率が上がっております。ですので、督促手数料等についても、については、その分が少し減るのではないかなというふうに見込んでいるところでございます。徴収に関しましては、税務課との連携しながら徴収には努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議員（14番 徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。本当に普通徴収が増えるっていうことでまた新たな課題っていうのは早くわかれば、早く対応できると思いますので、新年度が始まる前に税務課のほうとも御一緒に是非対策のほうを早目早目に練っていただきたいと思います。

○議員（14番 徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい、ありがとうございます。今までも税務課とは連携をとらせていただいております。さらにその辺につきましては情報を共有しながら進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議員（14番 徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

日程第5 議案第92号

○議員（14番 徳永 正道君） 日程第5、議案第92号、令和3年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。認定審査会事務局長、前田局長。

●球磨郡障害認定審査会事務局長（前田 和博君） 議案第92号について説明させていただきます。2ページのほうをお願いいたします。令和3年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算につきましては次に定めるところによるものでございます。歳入歳出の予算ということで、第1条におきまして予算の総額を662万3,000円と定めるものでございます。まず審査会の概要でございますが、球磨郡障害認定審査会につきましては、原則月に2回開催しております。令和3年度につきましては、24回の開催を予定しております。

て、昨年度と同数を予定しております。令和2年度と同数を予定しております。また審査会の委員につきましては、身体、知的、精神、難病等に関します学識経験者に審査員としてお願いするところでございます。令和2年度現在におきましては、21名の審査員をお願いをしているところでございます。審査委員の任期につきましては、2年ということで今年が最終となっておりますが、また3年度から2年間ということで委員の選任をしていただきまして審査をすることとしております。また、1合議体、合議体というのは審査をしていただきます一つのグループですが、その人数が4名となっております。一部5名となっております。このグループの審査員の方で年間にわたって審査をしていただいております。歳出ですけれども、歳入からですけれども、7ページのほうをお願いいたします。款の1分担金及び負担金、目の1総務費負担金ということで、節の1認定審査事業負担金、517万5,000円でございますが、これにつきましては、障害認定審査会の協定の規約によりまして算定をした分の負担金でございます。負担金の部分におきましては、事務局がありますあさぎり町を除いた郡内8町村分の負担金を合計し計上いたしております。負担金の算出根拠としましては、均等割が10%、障害者数割が30%、障害福祉サービス支給決定者数割が60%ということで決まっております、これをもとに計算をしております。款2繰入金につきましては94万7,000円ということで、こちらにつきましては、あさぎり町分の負担金につきましては繰り入れという形で一般会計のほうから繰り入れるものでございます。繰越金につきましては、前年度同様の50万円を計上いたしております。雑入につきましても、前年度同様の1,000円を計上いたしております。続きまして次のページ、8ページの歳出でございますが、款の1総務費、目の1一般管理費でございます。報酬につきましては、会計年度任用職員報酬1名分、それと審査、障害認定審査会委員報酬ということで、先ほど年間24回計画しておりますが、その部分にかかります報酬を計上しております。職員手当につきましては、会計年度任用職員の期末手当を1名分計上しております。共済費につきましては、雇用保険料、社会保険料につきましては、会計年度任用職員に係る分でございます。その下の非常勤公務災害補償基金負担金につきましては、審査会委員に係る分を計上しております。旅費ということで、費用弁償につきましては、審査委員の方が審査会に出席されるときに費用弁償、それから審査会の全体会の会議をするときの費用弁償等を計上しております。普通旅費につきましては、職員が出張する際の研修とか会議で出張する際の旅費を計上しております。需用費ですが、消耗品ということでコピー用紙などの事務用品を計上しております。燃料費につきましては、公用車のガソリン代を計上しております。食糧費につきましては、審査会の全体会の会議を開く際の食糧費ということで計上いたしております。電気料につきましては、福祉センター分の1カ月の相当額ということで計上いたしております。その下の水道・下水道使用料についても同様でございます。役務費につきましては、電話料、それから郵送料ということで切手はがき代等を計上しております。使用料及び賃借料につきましては、出張当時の高速道路使用料を計上しております。事務機器使用料につきましては、事務のほうで使いますパソコン、コンピューター、それからコピー機等の賃借料について計上いたしております。18番目の負担金補助及び交付金につきましては、派遣職員負担金ということで、こちらにつきましては審査会が午後7時からあります関係上、その時の分の時間外手当分ということで計上いたしております。予備費につきましては、昨年同様の50万円ということで計上をいたしております。次のページ、9ページですけれども、本年度予算総額が662万3,000円ということで対前年度17万の増ということで計上いたしております。次のページからは給与費明細等ですので省略をさせていただきます。最後の12ページですが、債務負担行為に関する調書ということで付けております。これは昨年度の、昨年の12月議会で、債務負担行為を設定したものでございまして、パソコンやコピー機などの賃借料につきまして設定をしているものでございます。これは令和3年度にですね支出契約を予定しているもの等でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議員（14番 徳永 正道君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

日程第6 議案第93号

○議員（14番 徳永 正道君） 日程第6、議案第93号、令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。前田認定審査会事務局長。

●球磨郡介護認定審査会事務局長（前田 和博君） 令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算につきましては、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算ということで、第1条におきまして予算の額を3,582万5,000円とするものでございます。介護認定審査会事業の概要でございますが、審査会の委員につきましては、医療分野、福祉の分野、保健の分野に関する学識経験者に、の方に審査をお願いするものでございます。令和2年度現在におきましては、65名の審査員の方に審査をお願いしているところでございます。審査会の開催につきましては、原則週3回計画しております。月の12回をめぐりに計画しております。令和3年度は年間130回の開催を計画しております。また審査会の委員につきましては、障害のほうと同様でございますが2年間となっております。今年度で一たん任期が切れますが、また令和3年度から4年度までの2年間ということで、新たに新たな委員の方に審査をお願いする予定としております。また1合議体、これは一つの審査のグループですが、につきましては4名ということで審査を行っていただく予定としております。次に歳入でございますが、7ページのほうをお願いいたします。款の1分担金及び負担金、目の1総務費負担金、節の1介護認定審査事業負担金ということで、こちらにつきましては、障害認定審査と同様でございますが、球磨郡介護認定審査会共同設置の実施に関する協定書の規定によりまして算出をするものでございます。負担金の部分におきましては事務局がございましてあさぎり町を除いた郡内8町村分の負担金の合計を計上いたしております。次の繰入金でございますが、こちらにつきましては、同様に上の負担と同様のものがございますが、あさぎり町の部分につきましては、介護保険特別会計からの繰入金という形で負担金相当額を計上しております。繰越金につきましては、前年度繰越金ということで前年同額50万円を計上いたしております。雑入につきましても前年同様の1,000円ということで計上いたしております。続きまして歳出ですが、8ページのほうをお願いいたします。まず款の1総務費、目の1一般管理費でございますが、合計が昨年度と比較して398万ほど減額しております。こちらにつきましては、多良木町からの派遣職員の人件費に関しまして昨年当初におきましては見込み額ということで計上しておりましたが、途中で見込みではなくて年間の決算の相当額がですね決まりましたので、令和2年度の決算額に合わせたところで減額しておりますのでその分が減っております。報酬につきましては、会計年度任用職員報酬ということで、こちらにつきましては3名を予定しております。現在人員と同様でございます。委員報酬ということで、年間130回出席していただきます審査会委員の報酬を計上しております。給料につきましては一般職員給与ということで、再任用職員1名分を計上しております。職員手当につきましては、期末手当勤勉手当につきましては、再任用職員1名分、その下の会計年度任用職員、期末手当につきましては、3名分ということで計上しております。共済費につきましても、雇用保険料、社会保険料につきましては、再任用職員プラス会計年度任用職員4名分を計上しております。その下の非常勤職員公務災害補償基金負担金につきましては、審査会の委員さん分についての負担分を委員についての負担分を計上しております。旅費につきましては、費用弁償ということで、審査会の際に審査に出席していただきます審査委員さんの費用弁償、それから審査委員の全体会の会議を行う際の費用弁償等を計上いたしております。普通旅費につきましては、職員が会議研修等で出張する際の旅費を計上しております。需用費につきましては、消耗品につきましては、主なものとしまして認定調査員さんが使われます要介護認定調査平準化チェックシートというも

のがあります。これに記入していくものでございますが、審査会のほうにおきまして球磨郡全部の分を一括して購入する予定ですので、その分が主な支出になります。燃料費につきましてはガソリン代等で公用車のガソリン代等です。食糧費につきましては、審査会の全体会の会議時の食糧費を計上しております。印刷製本費につきましては封筒代でございます。電気料につきましては福祉センターの1カ月分相当額を計上しております。その下の上下水道使用料についても同様です。修繕料につきましては、公用車の修繕代ということで計上いたしております。それから役務費につきましては郵便料、切手、はがき等です。接続料ということで、これはインターネット接続ということで事務局と各町村を結ぶインターネットの接続料を計上しております。その次が電話料金その下が公用車保険料ということで自動車共済分を計上しております。委託料としましては、認定事務支援システム保守ということで事務局及び各町村とのネットワークシステムの保守、年間保守代として委託料を計上しております。13の使用料及び賃借料ですが、出張する際の駐車場代、高速使用料、そのほかに事務機器使用料ということで、認定審査に使用しますコピー機、プリンター、シュレッダー、パソコンなどの事務機器代を計上いたしております。会場借り上げ料につきましては、全体会時の会場借り上げ料ということで計上いたしております。次のページ、9ページでございますが、18節18の負担金補助及び交付金ということで、派遣職員負担金ということで計上しておりますが、こちらは多良木町からの派遣職員分の人件費ということで令和2年度の決算見込み額に基づいた額を計上しております。内容としましては、給料、通勤手当、期末勤勉手当、地方公務員共済組合負担金、時間外手当などとなっております。その下の予備費ということでこちらにつきましては昨年同様の50万円を計上しております。以上合計しまして本年度予算が3,582万5,000円でございます。次のページから、最後から2ページまでは給与費等の明細になっております。最後のページ15ページでございますが、債務負担行為に関する調書ということで、こちらにつきましてもリース料等につきまして計上いたしております。昨年の12月の議会で設定した分についての同じものの内訳調書でございます。以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議員（14番 徳永 正道君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議員（14番 徳永 正道君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午後4時47分 散会